

加東市地域防災計画【風水害対策編】（案）新旧対照表

第1編 総則	第1編 総則	
<p>第1章 計画の前提</p>	<p>第1章 計画の前提</p>	
<p>第1節 計画の趣旨</p>	<p>第1節 計画の趣旨</p>	
<p>第1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、加東市防災会議が策定する地域防災計画であって、加東市域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>(1) 市（「加東市」をいう。以下同じ。）、兵庫県（以下「県」という。）、加東市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、加東市防災会議が策定する地域防災計画であって、加東市域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p>(1) <u>加東市（以下「市」という。）</u>、兵庫県（以下「県」という。）、加東市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>字句の修正</p>
<p>第2 計画の性格と役割 (略)</p>	<p>第2 計画の性格と役割 (略)</p>	
<p>第3 計画の構成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本編の構成は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 計画の構成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本編の構成は、次のとおりとする。</p>	
<p>第1編 総則</p> <hr/> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>〔第1章〕基本方針</p> <p>〔第2章〕災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>〔第3章〕市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>〔第4章〕<u>減災のための</u>防災基盤の整備</p> <p>〔第5章〕その他の災害予防対策の推進</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>〔第1章〕基本方針</p> <p>〔第2章〕迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>〔第3章〕円滑な災害応急活動の展開</p> <p>〔第4章〕大規模事故_災害応急対策計画</p> <p>〔第5章〕個別対策</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第5編 災害復興計画</p> <hr/> <hr/>	<p>第1編 総則</p> <p><u>〔第1章〕計画の前提</u></p> <p><u>〔第2章〕災害に関する現状と課題</u></p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>〔第1章〕基本方針</p> <p>〔第2章〕災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>〔第3章〕市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>〔第4章〕<u>堅牢でしなやかな</u>防災基盤の整備</p> <p>〔第5章〕その他の災害予防対策の推進</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>〔第1章〕基本方針</p> <p>〔第2章〕迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>〔第3章〕円滑な災害応急活動の展開</p> <p>〔第4章〕大規模事故<u>等</u>災害応急対策計画</p> <p>〔第5章〕個別対策</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p><u>〔第1章〕災害復旧事業の実施</u></p> <p><u>〔第2章〕生活再建支援</u></p> <p><u>〔第3章〕災害公営住宅の建設</u></p> <p><u>〔第4章〕災害義援金の募集等</u></p> <p>第5編 災害復興計画</p> <p><u>〔第1章〕組織の設置</u></p> <p><u>〔第2章〕復興計画の策定</u></p>	<p>字句の追記</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の追記</p> <p>字句の追記</p> <p>字句の追記</p>

第4 計画の修正（略）

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
市	1 防災会議に関すること 2 地域防災基盤の整備 3 防災に関する組織の整備 4 防災に関する施設及び設備の整備・点検 5 災害応急・復旧用資機材及び物資の備蓄・整備 6 災害時における医療及び緊急輸送体制の整備 7 自主防災組織の育成 8 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 9 防災に関する調査研究 10 消防・予防活動 11 消防力の強化	1 災害応急対策の総合的推進 2 災害応急対応に係る組織の設置・運営 3 災害に関する情報の収集・伝達及び被害の調査 4 市民等への避難の準備・勧告・指示及び誘導 5 市民等への災害時広報及び災害相談の実施 6 消防・水防その他の応急措置 7 被災者の救助及び救護その他の保護 8 廃棄物・環境対策の実施 9 緊急時の交通及び輸送の確保 10 所管施設の災害応急対策の実施 11 被災した施設・設備の応急復旧 12 災害時における清掃・感染症対策その他の保健衛生に関する措置 13 災害時における応急教育及び応急保育 14 防災関係機関が実施する災害応急対策の調整 15 ボランティア等災害対策要員受入体制の整備 16 その他災害発生防衛又は拡大防止のための措置	1 災害復旧の事務又は業務の実施 2 施設及び設備の災害復旧 3 被災者の生活支援 4 所管施設の復旧	1 災害復興対策に係る組織の設置・運営 2 災害復興計画の策定及び復興事業の推進

2 県（略）

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し		

第4 計画の修正（略）

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
市	1 防災会議の開催等 2 地域防災基盤の整備 3 防災に関する組織の整備 4 防災に関する施設及び設備の整備・点検 5 災害応急・復旧用資機材及び物資の備蓄・整備 6 災害時における医療及び緊急輸送体制の整備 7 自主防災組織の育成 8 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 9 防災に関する調査研究 10 消防・予防活動 11 消防力の強化	1 災害応急対策の総合的推進 2 災害応急対応に係る組織の設置・運営 3 災害に関する情報の収集・伝達及び被害の調査 4 市民等への避難の指示及び誘導 5 市民等への災害時広報及び災害相談の実施 6 消防・水防その他の応急措置 7 被災者の救助及び救護その他の保護 8 廃棄物・環境対策の実施 9 緊急時の交通及び輸送の確保 10 所管施設の災害応急対策の実施 11 被災した施設・設備の応急復旧 12 災害時における清掃・感染症対策その他の保健衛生に関する措置 13 災害時における応急教育及び応急保育 14 防災関係機関が実施する災害応急対策の調整 15 ボランティア等災害対策要員受入体制の整備 16 その他災害発生防衛又は拡大防止のための措置	1 災害復旧の事務又は業務の実施 2 施設及び設備の災害復旧 3 被災者の生活支援	1 災害復興対策に係る組織の設置・運営 2 災害復興計画の策定及び復興事業の推進

2 県（略）

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し		

字句の修正

災害対策基本法改正に伴う修正
「2施設及び設備の災害復旧」と重複しているため削除

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<現 行>				<改 正 後>				<修正理由>	
					3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進			県地域防災計画に伴う修正	
近畿財務局 神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定 の立会 2 地方公共団体に対する 単独災害復旧事業 (起債分) の査定及び 災害融資	復興住宅建設等候補 地の提示	近畿財務局 神戸財務事務所	1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定 の立会 2 地方公共団体に対する 単独災害復旧事業 (起債分) の査定及び 災害融資	復興住宅建設等候補 地の提示	
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供			近畿厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供			
兵庫労働局 (西脇労働基準監督署)	工場、事業場における労働災害防止の監督指導				兵庫労働局 (西脇労働基準監督署)	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止	県地域防災計画に伴う修正
近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域 (直轄) の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成		近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 3 地すべり区域 (直轄) の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
(農林水産省)		災害救助用米穀の供給 (売却)			(農林水産省)	災害救助用米穀の供給 (売却)			
近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧		近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	近畿経済産業局	1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における災害時の応急対策	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策			中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における災害時の応急対策の指導			県地域防災計画に伴う修正
近畿地方整備局 (兵庫国道事務所) (姫路河川国道事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要するとみとめられる場合の緊急対応 (TEC-FORCE)	直轄公共土木施設の復旧		近畿地方整備局 (兵庫国道事務所) (姫路河川国道事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要するとみとめられる場合の緊急対応 (TEC-FORCE)	直轄公共土木施設の復旧	
近畿運輸	所管する交通施設及び	1 所管事業に関する情報の	1 被災交通施設等に対	1 復興計画策定に対する	近畿運輸	所管する交通施設及び	1 所管事業に関する情報の	1 被災交通施設等に対	1 復興計画策定に対する

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

局	設備の整備についての指導	収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	支援 2 被災関係事業者等に対する支援
神戸運輸監視部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
(兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集		
近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援	
大阪管区気象台(神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保

4 自衛隊（略）
5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社(市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	

局	設備の整備についての指導	収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	支援 2 被災関係事業者等に対する支援
神戸運輸監視部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
(兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集		
近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援	
大阪管区気象台(神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保

4 自衛隊（略）
5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社(市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発 動	金融機関に対する 緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市 地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医療 救護 2 ところのケア (看護 師等による心理的・ 社会的支援) 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施	被災放送施設の復 旧	
西日本高速道路株式 会社(関西支社)	有料道路(所管)の 整備と防災管理	有料道路(所管)の 応急対策の実施	被災有料道路(所 管)の復旧	
西日本旅客鉄道株式 会社(神戸支社)	鉄道施設の整備と 防災管理	1 災害時における緊急 鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策 の実施	被災鉄道施設の復 旧	
西日本電信電話株式 会社(兵庫支店) 株式会社NTTド コモ関西支社、エヌ・テ ィ・ティ・コミュニケ ーションズ株式会 社 KDDI株式会社 (神戸支店) ソフトバンク株式会 社	電気通信設備の整 備と防災管理	1 電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施 2 災害時における非常 緊急通信	被災電気通信設備 の災害復旧	
日本通運株式会社(各 支店)		災害時における緊 急陸上輸送		
ヤマト運輸株式会社		災害時における物 資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車 運送協同組合		災害時における物 資輸送		
関西電力送配電株式 会社 (神戸支店、姫路支 店)	電力供給施設の整 備と防災管理	電力供給施設の応 急対策の実施	被災電力供給施設 の復旧	
大阪ガス株式会社 (導管事業部 兵庫導管部)	ガス供給施設の整 備と防災管理	ガス供給施設の応 急対策の実施	被災ガス供給施設 の復旧	

日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発 動	金融機関に対する 緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市 地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医療 救護 2 ところのケア (看護 師等による心理的・ 社会的支援) 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施	被災放送施設の復 旧	
西日本高速道路株式 会社(関西支社)	有料道路(所管)の 整備と防災管理	有料道路(所管)の 応急対策の実施	被災有料道路(所 管)の復旧	
西日本旅客鉄道株式 会社(神戸支社)	鉄道施設の整備と 防災管理	1 災害時における緊急 鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策 の実施	被災鉄道施設の復 旧	
西日本電信電話株式 会社(兵庫支店) 株式会社NTTド コモ関西支社、エヌ・テ ィ・ティ・コミュニケ ーションズ株式会 社	電気通信設備の整 備と防災管理	1 電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施 2 災害時における非常 緊急通信	被災電気通信設備 の災害復旧	
KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整 備と防災管理	1 電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施 2 災害時における非常 緊急通信	被災電気通信設備 の災害復旧	
ソフトバンク株式会 社	電気通信設備の整 備と防災管理	1 電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施 2 災害時における非常 緊急通信	被災電気通信設備 の災害復旧	
日本通運株式会社(各 支店)		災害時における緊 急陸上輸送		
佐川急便株式会社(各 支店)		災害時における物 資輸送		
ヤマト運輸株式会社 (各支店)		災害時における物 資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車 運送協同組合		災害時における物 資輸送		
関西電力株式会社 関西電力送配電株式 会社	電力供給施設の整 備と防災管理	電力供給施設の応 急対策の実施	被災電力供給施設 の復旧	
大阪ガス株式会社 (ネットワークカン パニー兵庫導管部)	ガス供給施設の整 備と防災管理	ガス供給施設の応 急対策の実施	被災ガス供給施設 の復旧	

表の修正

協定締結に伴う追記

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

6 指定地方公共機関 (略)

7 一部事務組合

団体・管理者名	業務の大纲
北はりま消防組合 加東消防署 加東消防署東条出張所	1 市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務又は業務の支援 2 消火、救出、救助・救護活動 3 災害の予防対策
小野加東加西環境施設事務組合	ごみ・災害廃棄物の処理への協力
北播衛生事務組合	し尿処理への協力

6 指定地方公共機関 (略)

7 一部事務組合

団体・管理者名	業務の大纲
北はりま消防組合 加東消防署 加東消防署東条出張所	1 市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務又は業務の支援 2 消火、救出、救助・救護活動 3 災害の予防対策
小野加東加西環境施設事務組合	ごみ・災害廃棄物の処理
北播衛生事務組合	し尿処理

字句の修正

第2 市民等の責務

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責 務
加東市消防団	1 防災意識の普及協力 2 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等の協力
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	1 社会福祉施設の被害調査 2 ボランティアセンターの開設・運営 3 生活福祉資金貸し付けの受け付け 4 災害時要援護者避難支援プランの作成協力 5 災害時要援護者の救助・救援の協力
一般社団法人小野市・加東市医師会	1 医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会 (市内の登録歯科医院)	1 歯科医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
小野市加東市薬剤師会 (市内の登録薬局)	1 薬剤師との連絡調整 2 災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人東播開業獣医師会 (市内の加入動物病院)	1 獣医師との連絡調整 2 避難者のペット対策の協力
みのり農協組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援 2 義援金口座の開設
医療施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時要援護者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の危険物・施設的安全措置

2 市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区 分	責 務
市 民	1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達 8 家族・近所の災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別 10 自主防災組織への参加
地区(自治会) 自 主 防 災 組 織	1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4 避難所の開設・運営の補助
事 業 所	1 減災計画、事業継続計画（BCP）の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検

第2 市民等の責務

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責 務
加東市消防団	1 防災意識の普及_____ 2 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等_____
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	1 社会福祉施設の被害調査 2 ボランティアセンターの開設・運営 3 生活福祉資金貸し付けの受け付け <u>4 要配慮者</u> の救助・救援の協力
一般社団法人小野市・加東市医師会	1 医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会 (市内の登録歯科医院)	1 歯科医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
小野市加東市薬剤師会 (市内の登録薬局)	1 薬剤師との連絡調整 2 災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人東播開業獣医師会 (市内の加入動物病院)	1 獣医師との連絡調整 2 避難者のペット対策の協力
みのり農協組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援 2 義援金口座の開設
医療施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時要援護者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の危険物・施設的安全措置

2 市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区 分	責 務
市 民	1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達 8 家族・近所の災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別 <u>6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力</u>
地区(自治会) 自 主 防 災 組 織	1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4 避難所の開設・運営の補助
事 業 所	1 減災計画、事業継続計画（BCP）の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検

字句の修正

字句の修正

「6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力」との重複による削除

- 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討
- 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検
- 5 自衛消防活動・訓練
- 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導
- 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力
- 8 災害時要援護者等の避難支援
- 9 災害廃棄物の分別

- 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討
- 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検
- 5 自衛消防活動・訓練
- 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導
- 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力
- 8 災害時要援護者等の避難支援
- 9 災害廃棄物の分別

第2章 災害に関する現状と課題

第1節 自然的条件

第1・第2 (略)

第3 気象

1 一般気象 (略)

2 気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値 14.0℃、年間最高気温の平均値 35.8℃、年間最低気温の平均値 -6.2℃（いずれも 1979～2019 平均値）、年間降水量の平均値 1,462.6mm である（1976～2019 平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。

過去 5 ヶ年での年降水量は、2015 年 1,858mm、2016 年 1,763mm、2017 年 1,539 mm、2018 年 1,844.5mm、2019 年 1,181.5mm _____ と推移している。

3 気象極値

西脇アメダス資料より極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。月ごとの平年値は 1981 年～2010 年 のデータを使用する。

雨量極値表

種別 順位	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
1 位	529 (2011. 9)	224 (2015. 7. 7)	64 (1983. 9. 28)
2 位	466 (2013. 9)	182 (2011. 9. 20)	61. 5 (2014. 8. 24)
3 位	452 (1976. 9)	167 (1983. 9. 28)	59 (2017. 9. 17)
4 位	448 (2014. 8)	158 (1996. 8. 28)	57 (1996. 8. 28)
5 位	431. 5 (2018. 7)	145 (2004. 10. 20)	56 (1976. 9. 13)

(統計期間：1976. 3～2020. 4)

第2章 災害に関する現状と課題

第1節 自然的条件

第1・第2 (略)

第3 気象

1 一般気象 (略)

2 気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値 14.4℃、年間最高気温の平均値 35.8℃、年間最低気温の平均値 -6.1℃（いずれも 1979～2020 平均値）、年間降水量の平均値 1,445.9mm である（1976～2020 平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。

過去 5 ヶ年での年降水量は、_____ 2016 年 1,763mm、2017 年 1,539 mm、2018 年 1,844.5mm、2019 年 1,181.5mm、2020 年 1352.5mm と推移している。

3 気象極値

西脇アメダス資料より極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。月ごとの平年値は 1991 年～2020 年 のデータを使用する。

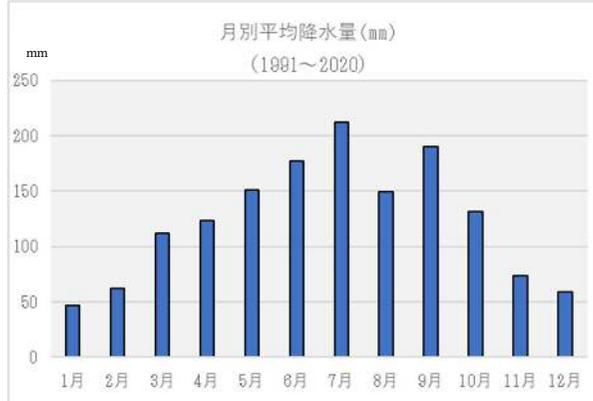
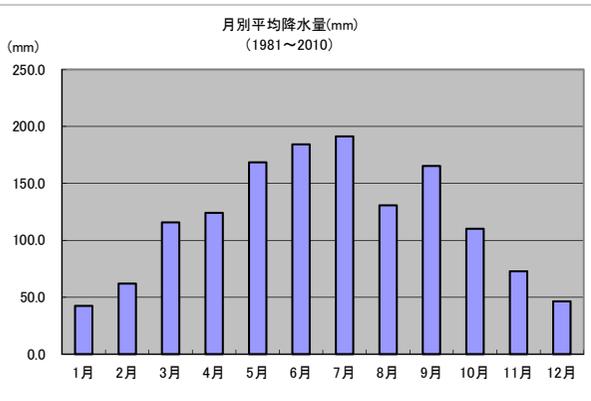
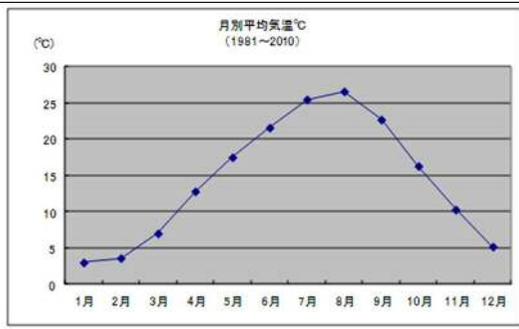
雨量極値表

種別 順位	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
1 位	529 (2011. 9)	224 (2015. 7. 7)	64 (1983. 9. 28)
2 位	466 (2013. 9)	182 (2011. 9. 20)	61. 5 (2014. 8. 24)
3 位	452 (1976. 9)	167 (1983. 9. 28)	59 (2017. 9. 17)
4 位	448 (2014. 8)	158 (1996. 8. 28)	57 (1996. 8. 28)
5 位	431. 5 (2018. 7)	145 (2004. 10. 20)	56 (1976. 9. 13)

(統計期間：1976. 3～2021. 3)

気象統計の最新データによる修正

気象統計の最新データによる修正



第2節 社会的条件

第1 人口・世帯

平成27年国勢調査によれば、市の総人口は、40,310人、世帯数15,086世帯、人口密度255.9人/k㎡である。人口分布は、社地域51%、滝野地域31%、東条地域18%となっており、社地域に人口の5割強が集中している。世帯平均人数は2.7人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成27年の人口は、平成22年に比べ増加している。増加数は129人、増加率は+0.3%である。その内訳は、社地域404人、滝野地域448人、東条地域は+85人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、25.3%で、65歳以上の親族がいる世帯の割合は42.6%、うち高齢単身世帯は19.9%である。高齢者がいる世帯の割合は社地域が42.2%、滝野地域が37.4%、東条地域が52.3%である。

平成27年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約10.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,310人	15,086世帯	255.9人/k㎡	2.7人

第2節 社会的条件

第1 人口・世帯

令和2年国勢調査によれば、市の総人口は、40,645人、世帯数17,070世帯、人口密度258.0人/k㎡である。人口分布は、社地域50%、滝野地域31%、東条地域19%となっており、社地域に人口の5割が集中している。世帯平均人数は2.4人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

令和2年の人口は、平成27年に比べ増加している。増加数は335人、増加率は+0.8%である。その内訳は、社地域46人、滝野地域133人、東条地域は156人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、26.4%で、65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は39.0%、うち高齢単身世帯は22.1%である。

平成27年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約10.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,645人	17,070世帯	258.0人/k㎡	2.4人

令和2年国勢調査結果公表に伴う修正

修正時点で調査結果が公表されていないため削除

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

地域別人口・世帯

単位：人、世帯

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,471 (51%)	9,869	10,602	7,835
滝野地域	12,468 (31%)	6,188	6,280	4,566
東条地域	7,371 (18%)	3,562	3,809	2,685
加東市計	40,310 (100%)	19,619	20,691	15,086

資料) 平成27年度国勢調査

年齢別・地域別人口

単位：人

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数
社地域	2,614 (13%)	12,738 (62%)	5,015 (24%)	20,471 (100%)
滝野地域	1,883 (15%)	7,585 (61%)	2,933 (24%)	12,468 (100%)
東条地域	929 (13%)	4,199 (57%)	2,213 (30%)	7,371 (100%)
加東市計	5,426 (14%)	24,522 (61%)	10,261 (25%)	40,310 (100%)

資料) 平成27年国勢調査（ただし総数は年齢不詳を含む）

第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他が続いている。また、宅地は全体の約12%となっている。

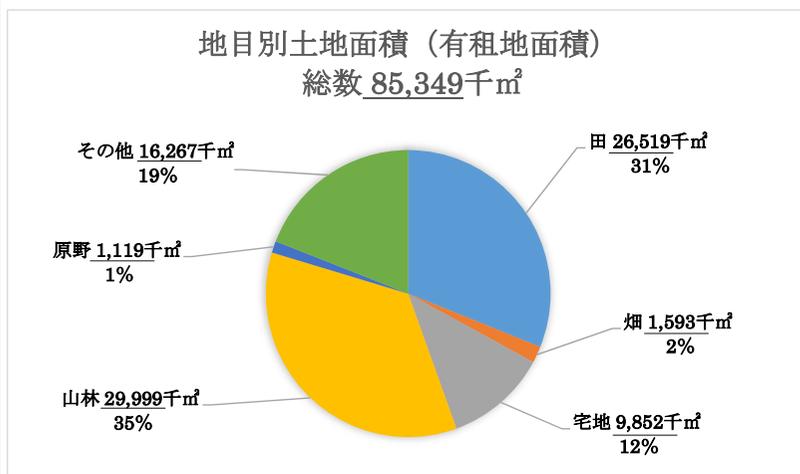


図 地目別土地面積

資料) 加東市統計書 (2020年3月発行)

地域別人口・世帯

単位：人、世帯

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,517 (50%)	10,002	10,515	8,998
滝野地域	12,601 (31%)	6,236	6,365	5,035
東条地域	7,527 (19%)	3,718	3,809	3,037
加東市計	40,645 (100%)	19,956	20,689	17,070

資料) 令和2年 国勢調査

年齢別・地域別人口

単位：人

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数
社地域	2,486 (12%)	12,178 (59%)	5,379 (26%)	20,517 (100%)
滝野地域	1,671 (13%)	7,539 (60%)	3,131 (25%)	12,601 (100%)
東条地域	962 (13%)	4,127 (55%)	2,247 (30%)	7,527 (100%)
加東市計	5,119 (13%)	23,844 (59%)	10,757 (26%)	40,645 (100%)

資料) 令和2年国勢調査（ただし総数は年齢不詳を含む）

第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他が続いている。また、宅地は全体の約12%となっている。

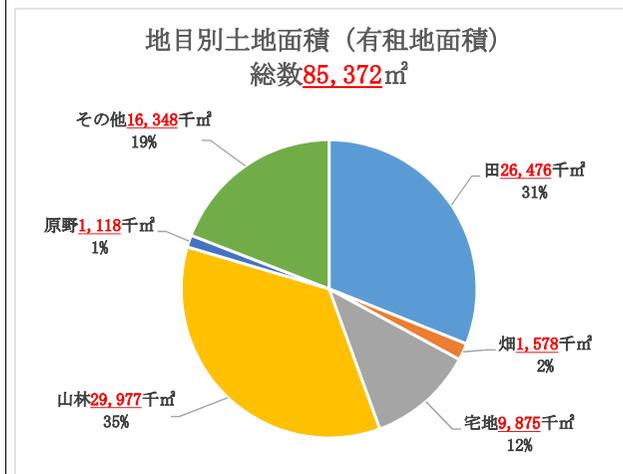


図 地目別土地面積

資料) 加東市統計書 (2021年3月発行)

加東市統計書改定に伴う修正

<p>第3・第4 （略）</p> <p>第3節 風水害等の危険性と被害の特徴</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 災害想定</p> <p>本計画において想定する災害は、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨や台風による風水害、土砂災害及び大規模事故災害等とする。</p> <p>1 洪水浸水想定（計画規模） （略） 2 洪水浸水想定（想定最大規模）</p> <p>(1) <u>加古川（国土交通省）</u> 1年の間に発生する確率が1/1000以下の降雨で、加古川流域の2日間の総雨量750mmが降ったときの河川の氾濫</p> <p>(2) <u>東条川（兵庫県）</u> 1年の間に発生する確率が1/1000以下の降雨で、東条川流域の2日の総雨量788mmが降ったときの河川の氾濫</p> <p>(3) <u>千鳥川、三草川（兵庫県）</u> 概ね30年に1回程度起こる大雨（1時間雨量66.4mm）が降ったときの河川の氾濫</p> <p>3 大規模事故等災害の想定される事故の態様 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針 （略）</p> <p>災害予防計画（風水害対策編）は、加東市強靱化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。</p> <p>第1 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。</p> <p>(1)～(19) （略）</p> <hr/> <p>第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <hr/> <p>(3) 企業等の地域防災活動への参画促進</p> <p>第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備 （略） 第4 その他の災害予防対策の推進</p>	<p>第3・第4 （略）</p> <p>第3節 風水害等の危険性と被害の特徴</p> <p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 災害想定</p> <p>本計画において想定する災害は、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨や台風による風水害、土砂災害及び大規模事故災害等とする。</p> <p>1 洪水浸水想定（計画規模） （略） 2 洪水浸水想定（想定最大規模）</p> <p><u>1年の間に発生する確率が1/1000以下の降雨で、加古川流域の2日間の総雨量750mmが降ったときの市内の加古川水系河川の氾濫</u></p> <hr/> <p>3 大規模事故等災害の想定される事故の態様 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 基本方針 （略）</p> <p>災害予防計画（風水害対策編）は、加東市強靱化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。</p> <p>第1 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。</p> <p>(1)～(19) （略）</p> <p><u>(20) 重要施設の防災対策</u></p> <p>第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 自主防災体制の整備</u> <u>(4) 消防団の充実強化</u> (5) 企業等の地域防災活動への参画促進</p> <p>第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備 （略） 第4 その他の災害予防対策の推進</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の追記</p> <p>字句の追記</p>
---	---	--

<p>危険物事故、大規模事故災害等について明示する。 (1) 危険物___等の事故の予防対策の推進 (2)・(3) (略)</p> <p>第2章 災害応急対策に係る備えの充実 災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。</p> <p>第1節 組織体制の整備 市及び関係機関における組織体制の整備について定めるものとする。</p> <p>1・2 (略) _____ _____</p> <p>第2節 研修・訓練の実施 (略)</p> <p>第3節 関係機関等との応援体制の整備 大規模な地震による広域的な災害に対し、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 _____ 受援体制の整備 市は、第1から第3までの連携を的確に応援体制に結び付けられるよう、県が作成した「災害時受援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>	<p>危険物事故、大規模事故災害等について明示する。 (1) 危険物<u>施設</u>等の事故の予防対策の推進 (2)・(3) (略)</p> <p>第2章 災害応急対策に係る備えの充実 災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。</p> <p>第1節 組織体制の整備 市及び関係機関における組織体制の整備について定めるものとする。</p> <p>1・2 (略) 3 その他 <u>市は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するよう努める。</u></p> <p>第2節 研修・訓練の実施 (略)</p> <p>第3節 関係機関等との応援体制の整備 大規模な地震による広域的な災害に対し、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 <u>応援・受援体制の整備</u> 市は、<u>関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び_____</u>県が作成した「災害時受援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。 <u>なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。</u></p> <p>第5 <u>広域避難・広域一時滞在の体制の整備</u> (1) 市は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結並びに指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 (2) 市は、県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。 (3) 市は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「<u>関西広域応援・受援実施要綱</u>」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討する。</p>	<p>字句の追記</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	---	--

第4節 情報収集・伝達体制の強化

災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、情報伝達手段の多重化に努めるものとする。

第1～第6 （略）

第7 市民に対する通信連絡手段の整備

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、_____CATV、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に_____努める。また民生委員、児童委員、社会福祉協議会、NPO法人加東市国際交流協会、外国人雇用の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。

〈 現有の主な情報伝達手段例 〉

- (1)～(6) (略)
- (7) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。）
- (8)～(12) (略)

第5節 防災拠点の整備 （略）

第6節 火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 火災予防対策

- (1)～(3) (略)
- (4) 林野火災予防対策

市は、次の対策を講じる。

- ①～③ (略)
- ④ 消防戦術及び装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

また、消防団幹部等において市所有の無人航空機（ドローン）を活用することで、火災の状況把握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を消防署_____へ提供することにより、被害の拡大防止に努める。

- ⑤ 自衛隊の派遣要請 (略)

第2 消防力の強化 （略）

第7節 防災資機材の整備

第4節 情報収集・伝達体制の強化

災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、情報伝達手段の多重化に努めるものとする。

第1～第6 （略）

第7 市民に対する通信連絡手段の整備

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、IP通信網、CATV、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。また民生委員、児童委員、社会福祉協議会、NPO法人加東市国際交流協会、外国人雇用の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。

〈 現有の主な情報伝達手段例 〉

- (1)～(6) (略)
- (7) サイレン等（特に緊急を要するとき。）
- (8)～(12) (略)

第5節 防災拠点の整備 （略）

第6節 火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 火災予防対策

- (1)～(3) (略)
- (4) 林野火災予防対策

市は、次の対策を講じる。

- ①～③ (略)
- ④ 消防戦術及び装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

また、消防団幹部等において市所有の無人航空機（ドローン）を活用することで、火災の状況把握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を北はりま消防本部へ提供することにより、被害の拡大防止に努める。

- ⑤ 自衛隊の派遣要請 (略)

第2 消防力の強化 （略）

第7節 防災資機材の整備

県地域防災計画に伴う修正

字句の修正

字句の修正

<p>災害時における応急対策活動用資機材等（防災用資機材）の整備充実を図る。</p> <p>第1 自主防災組織等の資機材</p> <p>市は、自主防災組織等の消火、救出、避難活動及び水防協力活動等に要する資機材の充実が図られるよう支援する。 各自主防災組織は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。</p> <p>第2 防災資機材（略）</p> <p>第8節 災害救急医療システムの整備</p> <p>応急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。</p> <p>第1 災害対応病院等の整備</p> <p>市（加東市民病院）は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。</p> <p>第2 医薬品等の確保</p> <p>災害時の医薬品等確保体制の確立のため次の対策を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に努める。</p> <p>第3 市民に対する啓発</p> <p>市は、研修会等あらゆる機会をとらえて、市民に対し災害時医療についての普及啓発を行う。</p> <p>第4 災害医療体制等の整備（略）</p> <p>第9節 緊急輸送体制の整備（略）</p> <p>第10節 避難対策の充実</p> <p>市は、被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、避難対策の充実を図る。 風水害に対応した市内の指定避難所は改訂時点で39ヶ所であるが、感染症対策を踏まえ、避難所の増設を図る。</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、市民に対して周知する。</p>	<p>災害時における応急対策活動用資機材等（防災用資機材）の整備充実を図る。</p> <p>第1 自主防災組織等の資機材</p> <p>市は、自主防災組織等の消火、救出、避難活動及び水防協力活動等に要する資機材の充実が図られるよう支援する。 各自主防災組織は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。</p> <p>第2 防災資機材（略）</p> <p>第8節 災害救急医療システムの整備</p> <p>応急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。</p> <p>第1 災害対応病院等の整備</p> <p>市_____は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。</p> <p>第2 医薬品等の確保</p> <p>市は、災害時の医薬品等確保体制の確立のため次の対策を講じる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に努める。</p> <p>第3 市民に対する啓発</p> <p>市は、研修会・訓練等あらゆる機会をとらえて、市民に対し災害時医療についての普及啓発を行う。</p> <p>第4 災害医療体制等の整備（略）</p> <p>第9節 緊急輸送体制の整備（略）</p> <p>第10節 避難対策の充実</p> <p><u>災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。</u></p> <p>_____</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>_____公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。 <u>また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>「市は、」の記載位置の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の削除</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	--	---

<p>1 指定緊急避難場所 指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。 指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、<u>市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件） ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件） ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件） <p>2 指定避難所 浸水想定区域による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保するものとし、<u>避難施設として、市内の体育館、小中学校、福祉施設などの公共施設を避難所に位置づける。また、指定避難所が避難困難な状況下にあるときなどで、一時的な避難所として各地区（自治会）公民館等が有効に利用できる場合は、それらの施設を避難所とする。</u> なお、<u>学校を避難所とする場合については、教育委員会及び当該学校と充分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>広域一時滞在への配慮</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所を指定する際に併せて<u>広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を選定し、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることに同意を得る。</u> ・大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含めた手順等を定めることに努める。 <p>(4) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。 ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。 ・<u>あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握する。</u> 	<p><u>市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。</u></p> <p>1 指定緊急避難場所 指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。 指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、<u>公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件） ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件） ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件） <p>2 指定避難所 浸水想定区域による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>広域避難及び広域一時滞在への配慮</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所を指定する際に併せて<u>広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることに同意を得るよう努める。</u> ・大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含めた手順等を定めることに努める。 ・<u>県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。</u> <p>(4) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。 ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。 ・<u>指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。</u> ・<u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</u> ・<u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、</u> 	<p>字句の削除</p> <p>(1)～(4)の内容と重複しているため削除</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	--	---

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p><u>・指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>・指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p><u>・住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p> <p><u>・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</u></p> <p><u>・指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>福祉避難所については、前項で扱うこととしたため、削除</p>
<p>3 福祉避難所</p> <p><u>災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター、はびねす滝野（旧滝野福祉センター）、東条福祉センター「とどろき荘」を福祉避難所として位置づける。また、福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>福祉避難所については、前項で扱うこととしたため、削除</p>
<p>第2 避難所管理運営体制の整備（略）</p>	<p>第2 避難所管理運営体制の整備（略）</p>	<p></p>
<p>第3 施設、設備の整備</p> <p>避難所となる施設は、_____バリアフリー化、看板等の設置_____、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）、にも十分配慮した、居住スペースの確保に努める。</p> <p><u>なお、ペット（犬、猫等）にも配慮する。</u></p>	<p>第3 施設、設備の整備</p> <p>避難所となる施設は、<u>耐震、耐火構造</u>、バリアフリー化、看板等の設置<u>を目標とし</u>、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）、にも十分配慮した、居住スペースの確保に努める。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p><u>1・2（略）</u></p>	<p><u>1・2（略）</u></p>	<p>「2 避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮」と重複するため削除</p>
<p>第4～第6（略）</p>	<p>第4～第6（略）</p>	<p></p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第7 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</p> <p><u>市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保、レイアウト及び動線の確認、避難者の健康チェック・検温並びに換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。</u></p> <p><u>また、市は、避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映する。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第7 「マイ避難カード」等の普及による避難意識の向上（略）</p>	<p>第8 「マイ避難カード」の普及による避難意識の向上（略）</p>	<p>字句の修正</p>
<p>第11節 備蓄体制等の整備</p> <p><u>市は、想定避難者数に対応するための必要な食料品、生活必需品等の非常物資の確保と供給体制を確立する。</u></p>	<p>第11節 備蓄体制等の整備</p> <p><u>災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>

第1 基本方針

(1)～(3) (略)

第2 食料

1 備蓄、調達

(1)・(2) (略)

(3) 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。

① (略)

② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、清涼飲料水等の副食

③ (略)

(4) 方法 (略)

2 搬送等 (略)

第3 生活必需物資

1 備蓄、調達

(1)・(2) (略)

(3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区分	特に重要な品目例
寝具	毛布、床マット、シーツほか
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ、土のう袋、仮設トイレ、_____ブルーシート、ティッシュペーパーほか
光熱材料等	小型エンジン発電機、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか

* この他の生活必需物資や復旧用物資については、あらかじめ調達先を確保するよう努めることとする。

(4) 方法 (略)

第1 基本方針

(1)～(3) (略)

(4) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(5) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2 食料

1 備蓄、調達

(1)・(2) (略)

(3) 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。

① (略)

② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、清涼飲料水等の副食・飲料水

③ (略)

(4) 方法 (略)

2 搬送等 (略)

第3 生活必需物資

1 備蓄、調達

(1)・(2) (略)

(3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区分	特に重要な品目例
寝具	毛布、床マット、シーツほか
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ、土のう袋、仮設トイレ、 <u>電動簡易トイレ、携帯トイレ</u> 、ブルーシート、ティッシュペーパーほか
光熱材料等	小型エンジン発電機、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか

* この他の生活必需物資や復旧用物資については、あらかじめ調達先を確保するよう努めることとする。

(4) 方法 (略)

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

<p>2 搬送等（略）</p>	<p>2 搬送等（略）</p> <p>第4 衛生物資</p> <p>1 備蓄、調達 市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。 (1) 品目 あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>必要な物資・衛生資材等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染症対策用衛生物資等</td> <td>消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など</td> </tr> <tr> <td>健康管理用資材等</td> <td>非接触体温計 など</td> </tr> <tr> <td>運営スタッフ防護用物資等</td> <td>マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など</td> </tr> <tr> <td>避難所重畳用資材等</td> <td>間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 方法 市は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市域レベルで備蓄を行うこととする。</p> <p>2 搬送等 「第2 食料」の項に準じる。</p>	区分	必要な物資・衛生資材等	感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など	健康管理用資材等	非接触体温計 など	運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など	避難所重畳用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
区分	必要な物資・衛生資材等											
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など											
健康管理用資材等	非接触体温計 など											
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など											
避難所重畳用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など											
<p>第4 応急給水（略）</p> <p>第5 医薬品（略）</p>	<p>第5 応急給水（略）</p> <p>第6 医薬品（略）</p>	<p>数字のずれ</p> <p>数字のずれ</p>										
<p>第12節 家屋被害認定体制等の整備</p> <p>市は、県と連携し、二次災害の防止・軽減及び被災地の円滑な復旧を図るため、家屋被害認定及び被災地危険度判定の体制整備、兵庫県住宅再建共済制度の加入促進に努める。</p> <p>第1 家屋被害認定体制の整備</p> <p>災害対策基本法第90条の2で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 相互応援体制の整備等 市は、県と連携して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図るよう努めるとともに、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化に協力する。</p>	<p>第12節 家屋被害認定体制等の整備</p> <p><u>家屋被害認定及び被災地危険度判定の体制について定める。</u></p> <p>第1 家屋被害認定体制の整備</p> <p>災害対策基本法第90条の2で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 相互応援体制の整備等 ______ 県と連携して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図るよう努めるとともに、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化に協力する。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の削除</p>										

<p>第2 被災宅地危険度判定体制の整備（略）</p>	<p>第2 被災宅地危険度判定体制の整備（略）</p>	
<p>第3 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進</p>	<p>第3 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進</p>	
<p>市は、被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の趣旨を踏まえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。</p>	<p>被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の趣旨を踏まえ、<u> </u>県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。</p>	<p>字句の削除</p>
<p>第13節 廃棄物対策の充実</p>	<p>第13節 廃棄物対策の充実</p>	
<p>市は、災害時に発生する廃棄物処理を迅速に処理するため、廃棄物処理計画及び対応体制を整備する。</p>	<p><u>廃棄物対策への備えについて定める。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第1・第2（略）</p>	<p>第1・第2（略）</p>	
<p>第3 応援体制の整備</p>	<p>第3 応援体制の整備</p>	
<p>市は、以下の各協定を踏まえ災害時の廃棄物の円滑な処理を行うための、応援の受入れ及び他市町への派遣に関する体制の整備を行う。</p>	<p>市は、以下の各協定を踏まえ災害時の廃棄物の円滑な処理を行うための、応援の受入れ及び他市町への派遣に関する体制の整備を行う。</p>	
<p>1 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</p>	<p>1 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定</p>	
<p>県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に<u> </u>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定<u> </u>を締結している。また、この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備している。</p>	<p>県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に「<u> </u>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定<u> </u>」を締結している。また、この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備している。</p>	<p>字句の修正</p>
<p>（協定内容）（1）県が被災市町の要請を受けて調整</p>	<p>（協定内容）（1）県が被災市町の要請を受けて調整</p>	
<p>（2）（1）に基づき各市町間で相互応援を実施</p>	<p>（2）（1）に基づき各市町間で相互応援を実施</p>	
<p>2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定（略）</p>	<p>2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定（略）</p>	
<p>3 災害時の石綿（アスベスト）処理に関する方針</p>	<p>3 災害時の石綿（アスベスト）処理に関する方針</p>	
<p>災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿（アスベスト）の飛散が懸念されるため、環境省が平成29年9月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」を元<u> </u>に対策を行うものとする。</p>	<p>災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿（アスベスト）の飛散が懸念されるため、環境省が平成29年9月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」を<u>参考</u>に対策を行うものとする。</p>	<p>字句の修正</p>
<p>4 費用負担（略）</p>	<p>4 費用負担（略）</p>	
<p>第14節 災害時要援護者支援対策の充実</p>	<p>第14節 災害時要援護者支援対策の充実</p>	
<p>市は、災害時要援護者に対する迅速、的確な対応を図るための体制の整備に努める。</p>	<p><u>高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第1 健康・福祉・医療の連携</p>	<p>第1 健康・福祉・医療の連携</p>	
<p>市は、市民の自立と相互の助け合いを基調として、災害時要援護者の健康及び福祉の増進や、保健医療福祉サービスの連携に努める。</p>	<p><u> </u>市民の自立と相互の助け合いを基調として、災害時要援護者の健康及び福祉の増進や、保健医療福祉サービスの連携に努める。</p>	<p>字句の修正</p>
<p>第2 災害時要援護者支援体制の確保</p>	<p>第2 災害時要援護者支援体制の確保</p>	
<p>1 支援の対象となる災害時要援護者（略）</p>	<p>1 支援の対象となる災害時要援護者（略）</p>	

<p>2 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 <u>市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</u></p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の共有 <u>市は、</u> <u>避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、</u> <u>民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地区（自治会）及び自主防災組織等</u> <u>に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p>(3) <u>地域における避難支援体制の整備</u> <u>市は、避難行動要支援者名簿をもとに、要支援者一人ひとりについて支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努める。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。</p> <p>(4) 訓練・研修の実施 <u>市は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努める。</u></p> <p>(5) マニュアル等の作成 （略）</p>	<p>2 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 <u>防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</u></p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の共有 <u>加東市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、</u> <u>避難支援等に携わる関係者として、北はりま消防本部、警察、</u> <u>民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地区（自治会）及び自主防災組織等</u> <u>に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p>(3) <u>個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備</u> <u>災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。</u> <u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。</u></p> <p>地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。</p> <p>(4) 訓練・研修の実施 （略） <u>災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努める。</u></p> <p>(5) マニュアル等の作成 （略）</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の削除</p>
<p>3 災害時要援護者への情報伝達手段の確立 （略）</p> <p>第3 災害時要援護者自らの備えの充実 （略）</p> <p>第4 社会福祉施設等の整備</p> <p>1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立 <u>一般の避難所では生活が困難な高齢者、障害者等の避難所として社会福祉施設が利用できるよう、高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>2 社会福祉施設等の対応強化 （略）</p> <p>3 社会福祉施設等の整備 高齢者や障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する社会福祉施設等の管理者に次の事項について要請する。 (1) 車いす等で通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備</p>	<p>3 災害時要援護者への情報伝達手段の確立 （略）</p> <p>第3 災害時要援護者自らの備えの充実 （略）</p> <p>第4 社会福祉施設等の整備</p> <p>1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立 <u>高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時的措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。</u></p> <hr/> <p>2 社会福祉施設等の対応強化 （略）</p> <p>3 社会福祉施設等の整備 高齢者や障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する社会福祉施設等の管理者に次の事項について要請する。 (1) 車いす等で通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>

<p>(2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせ、<u>避難所</u>への誘導を表示する設備の整備</p> <p>4 高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等（略）</p> <p>第5 災害時要援護者関連施設に係る総合的な災害対策の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく_____警戒区域が設定された場合には、同区域内の災害時要援護者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の範囲は次の施設とする。また、浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね1/1000年確率の降雨）を前提とした区域とする。</p> <p>① 社会福祉施設：老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業の供する施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設</p> <p>② 学校施設：幼稚園、小学校、中学校_____</p> <p>③ 医療施設：病院、診療所（有床に限る）、助産所 ア・イ (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせ、<u>避難場所</u>への誘導を表示する設備の整備</p> <p>4 高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等（略）</p> <p>第5 災害時要援護者関連施設に係る総合的な災害対策の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく<u>土砂災害警戒区域</u>が設定された場合には、同区域内の災害時要援護者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の範囲は次の施設とする。また、浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね1/1000年確率の降雨）を前提とした区域とし、<u>避難確保計画の作成、見直しを推進する。</u></p> <p>① 社会福祉施設：老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業の供する施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設</p> <p>② 学校施設：幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u></p> <p>③ 医療施設：病院、診療所（有床に限る）、助産所 ア・イ (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の追記</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。</p>	<p>第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。</p>	
<p>第1 災害ボランティア受入計画の作成（略）</p>	<p>第1 災害ボランティア受入計画の作成（略）</p>	
<p>第2 受入体制の整備</p> <p>市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。</p> <p>(1) <u>災害情報、生活情報等の収集、伝達</u></p> <p>(2) <u>避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動</u></p> <p>(3) <u>救援物資、資機材の配分、輸送</u></p> <p>(4) <u>軽易な応急・復旧作業</u></p> <p>(5) <u>介護・通訳</u></p> <p>(6) <u>災害ボランティアの受入事務</u></p> <p>また、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体との意見交換の場を持って、地域防災計画等の見直しや、これらの団体が積極的に参画できる研修・訓練の実施に努める。</p>	<p>第2 受入体制の整備</p> <p>市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。</p> <p>(1) <u>行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築</u></p> <p>(2) <u>災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援</u></p> <p>(3) <u>災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>また、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体との意見交換の場を持って、地域防災計画等の見直しや、これらの団体が積極的に参画できる研修・訓練の実施に努める。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>社会福祉協議会、日本赤十字社、<u>ボランティア団体、NPO</u>等との連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。</p>	<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>社会福祉協議会、日本赤十字社、<u>地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO</u>等との連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>

<p>なお、加東市災害ボランティアセンターの設置場所は、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」で、加東市福祉センターとすることを定めている（災害の状況等により福祉センターに設置が困難なときを除く。）。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>なお、加東市災害ボランティアセンターの設置場所は、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」で、加東市福祉センターとすることを定めている（災害の状況等により福祉センターに設置が困難なときを除く。）。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 感染症の拡大が懸念される状況下における対応 <u>市は、感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底する。</u></p>	
<p>第4 県災害救援専門ボランティアの活用 （略）</p>	<p>第4 県災害救援専門ボランティアの活用 （略）</p>	
<p>第16節 水防対策の充実</p>	<p>第16節 水防対策の充実</p>	
<p>水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等に係る浸水想定区域の公表等、水防対策について定める。</p>	<p>水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等に係る浸水想定区域を公表し、水防対策について定める。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第1～第3 （略）</p>	<p>第1～第3 （略）</p>	
<p>第4 避難確保計画の作成指導等</p>	<p>第4 避難確保計画の作成指導等</p>	
<p>浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた災害時要援護者関連施設において、<u> </u>水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。</p>	<p>浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた<u>要配慮者利用者施設の所有者又は管理者は、</u>水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。</p> <p><u>また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第5 市民への周知</p>	<p>第5 市民への周知</p>	
<p>浸水想定区域、避難所等前第1から第3で掲げる事項等に関する総合的な資料として、図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、市民への周知を図るための公表・配布に努める。</p>	<p>浸水想定区域、避難所等前第1から第3で掲げる事項等に関する総合的な資料として、図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、市民への周知を図るための公表・配布に努める。</p>	<p>字句の修正</p>
<p>第17節 土砂災害対策の充実</p>	<p>第17節 土砂災害対策の充実</p>	
<p>風水害に伴う土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。</p>	<p>風水害に伴う土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。</p>	
<p>第1・第2 （略）</p>	<p>第1・第2 （略）</p>	
<p>第3 土砂災害警戒区域等における避難確保措置</p>	<p>第3 土砂災害警戒区域等における避難確保措置</p>	
<p>(1) <u>土砂災害警戒区域内にある避難所の設定にあたっては、適切な施設を選定するとともに、早い段階からの警戒・避難情報の伝達に努める。</u></p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合については、施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、早期の避難行動がとれるよう情報伝達の充実に努める。</u></p>	<p><u>土砂災害警戒区域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合については、施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、早期の避難行動がとれるよう情報伝達の充実に努める。</u></p>	<p>土砂災害警戒区域内には、避難所を設定しないことによる削除</p>
<p>第4 避難確保計画の作成指導等</p>	<p>第4 避難確保計画の作成指導等</p>	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた災害時要援護者関連施設において_____、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。</p> <hr/> <p>第18節・第19節（略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた<u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は</u>、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。</p> <p><u>また、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p> <p>第18節・第19節（略）</p> <p>第20節 重要施設の防災対策</p> <p><u>重要施設における防災対策について定める。</u></p> <p>第1 重要施設の登録</p> <p><u>市は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。</u></p> <p><u>重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u></p> <p><u>作成した重要施設リストは、ライフライン事業者等と共有する。</u></p> <p>第2 平常時の取組</p> <p><u>重要施設の管理者は、平常時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。</u></p> <p><u>また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
<p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>市は、「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及（略）</p> <p>第2 市民に対する防災・減災知識の普及</p> <p>市は、あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。</p> <p>1 普及方法（略）</p> <p>2 普及内容</p> <p>防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例_____等についても考慮する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>_____「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及（略）</p> <p>第2 市民に対する防災・減災知識の普及</p> <p>_____あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。</p> <p>1 普及方法（略）</p> <p>2 普及内容</p> <p>防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、<u>気候変動の影響</u>等についても考慮する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>

<p>(3) 風水害に対する平常時の心得 ①～⑤ (略)</p> <hr/> <p>⑥ 避難の方法（避難経路、避難所等の確認）</p> <hr/> <p>⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度） ⑧ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等） ⑨ 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保 ⑩ 自主防災組織の育成</p> <hr/> <p>⑪ 災害時要援護者（外国人を含む。）への配慮 ⑫ ボランティア活動への参加 ⑬ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性 ⑭ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 災害発生時の心得 ①～⑤ (略)</p> <hr/> <p>⑥ 避難行動上の注意事項 ⑦ 避難実施時に必要な措置 ⑧ 避難所等での行動</p> <hr/> <p>⑨ 自主防災組織の活動 ⑩ 自動車運転中及び旅行中等の心得等</p> <hr/>	<p>(3) 風水害に対する平常時の心得 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>避難行動への負担感、これまでの経験等のみ</u>に照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性</p> <p>⑦ 避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、市内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）</p> <p>⑧ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度） ⑨ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等） ⑩ 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保 ⑪ 自主防災組織の育成 ⑫ <u>自動車へのこまめな満タン給油</u> ⑬ 災害時要援護者（外国人を含む。）への配慮 ⑭ ボランティア活動への参加 ⑮ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性 ⑯ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 災害発生時の心得 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討</u> ⑦ 避難行動上の注意事項 ⑧ 避難実施時に必要な措置 ⑨ 避難所等での行動 ⑩ <u>避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底</u> ⑪ 自主防災組織の活動及び活動への参加 ⑫ <u>諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動</u> ⑬ <u>安否情報の確認のためのシステムの活用</u> ⑭ <u>生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等）</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 県地域防災計画に伴う修正 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ</p> <p>県地域防災計画に伴う修正 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 県地域防災計画に伴う修正 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第3 市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項 (略)</p> <p>第4 防災要員等の養成 市は、訓練・研修等を通じて防災要員等の養成を図る。</p> <p>1 職員 市は、職員を対象として適宜次の訓練・研修等により、災害対応能力の向上を図る。 (1)～(6) (略)</p> <p>2 地域防災リーダー (略)</p> <p>第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育 (略)</p> <p>第6 学校等における防災教育</p>	<p>第3 市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項 (略)</p> <p>第4 防災要員等の養成 ____ 訓練・研修等を通じて防災要員等の養成を図る。</p> <p>1 職員 ____ 職員を対象として適宜次の訓練・研修等により、災害対応能力の向上を図る。 (1)～(6) (略)</p> <p>2 地域防災リーダー (略)</p> <p>第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育 (略)</p> <p>第6 学校_における防災教育</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。</p> <p>① 学校における防災教育の充実</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>第2節 自主防災組織の育成強化</p> <p>平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導に当たり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。</p> <p>市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。</p> <p>第1 方針</p> <p>(1) _____災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実強化に努める。その際、市は組織運営・管理について_消防機関等は活動面について密接に連携、協力する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第3節 自主防災体制の整備</p> <p>地域において、市民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。</p> <p>第1 地区防災計画の策定</p> <p>市内の一定の地区（自治会）内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。</p> <p>市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。</p> <p>① 学校における防災教育の充実</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 助け合いやボランティア精神など<u>共生</u>の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>第2節 自主防災組織の育成強化</p> <p>平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導に当たり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。</p> <p>市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。</p> <p>第1 方針</p> <p>(1) <u>市は</u>、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実強化に努める。その際、市は組織運営・管理について<u>消防機関等は活動面について密接に連携、協力する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第3節 自主防災体制の整備</p> <p>地域において、市民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。</p> <p>第1 地区防災計画の策定</p> <p>市内の一定の地区（自治会）内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。</p> <p>市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	--	----------------------------------

<p>第4節 消防団の充実強化（略）</p> <p>第5節 企業等の地域防災活動への参画促進</p> <p>企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生、及び迅速な復旧と事業の継続を行えるよう、以下のとおり企業等の地域防災活動への参画促進に努める。</p> <p>第1 災害時に企業等が果たす役割（略）</p> <p>第2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策に係る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。</p> <p>①～⑥（略）</p> <hr/> <p>⑦ 防災資機材、物資の備蓄</p> <hr/> <p>⑧ 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力 等</p> <p>(2)（略）</p> <p>第3 企業等の自衛防災組織（略）</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備</p> <p>市は、「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。</p> <p>第1節 市街地等の防災構造の強化</p> <p>災害に強い都市づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。</p> <p>第1 安全・安心な都市づくりの推進</p> <p>(1) 市は、加東市都市計画マスタープランに位置づけられた安全・安心な都市づくりの方針に十分配慮しつつ、加東市都市計画マスタープランと市街地の防災に関する事項に関して、本計画と整合を図ることとする。</p> <p>(2) 市は、次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくりに取り組んでいくこととする。</p> <p>①・②（略）</p>	<p>第4節 消防団の充実強化（略）</p> <p>第5節 企業等の地域防災活動への参画促進</p> <p>企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生、及び迅速な復旧と事業の継続を行えるよう、以下のとおり企業等の地域防災活動への参画促進に努める。</p> <p>第1 災害時に企業等が果たす役割（略）</p> <p>第2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策に係る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。</p> <p>①～⑥（略）</p> <p>⑦ 復旧計画の作成、点検・見直し</p> <p>⑧ 防災資機材、物資の備蓄</p> <p>⑨ テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境整備</p> <p>⑩ 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力 等</p> <p>(2)（略）</p> <p>第3 企業等の自衛防災組織（略）</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備</p> <p>「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。</p> <p>第1節 市街地等の防災構造の強化</p> <p>災害に強い都市づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。</p> <p>第1 安全・安心な都市づくりの推進</p> <p>(1) 加東市都市計画マスタープランに位置づけられた安全・安心な都市づくりの方針に十分配慮しつつ、加東市都市計画マスタープランと市街地の防災に関する事項に関して、本計画と整合を図ることとする。</p> <p>(2) 次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくりに取り組んでいくこととする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正数字のずれ</p> <p>県地域防災計画に伴う修正数字のずれ</p> <p>「市は、」の削除</p> <p>「市は、」の削除</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	---	---

第2 市街地等の防災構造化（略）

第3 市街地等を連絡する道路ネットワークの確保

市域には、集落が散在しているため、災害時には道路ネットワークが遮断され、孤立する地区（自治会）の発生が想定される。このため、孤立するおそれのある地区_____については、緊急輸送道路などの幹線道路と複数の市道等でネットワークするよう、市道等の整備に努める。

また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送道路のネットワークを確保し、迅速な災害対応に備える。

第4・第5（略）

第2節 水害防止施設等の整備（略）

第3節 防災基盤・施設等の整備

「災害時に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、重点的に実施する必要がある防災基盤の整備の推進について定める。

第1 防災基盤整備事業計画

本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業計画を策定し、事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区 分	事 業 例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、臨時ヘリポート、非常用電源、消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽）、消防用設備（小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車）、拠点避難地、避難路、避難所における防災機能の強化

第2 防災基盤整備事業の実施（略）

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。

第1～第6（略）

第7 災害危険区域対策の実施

- 1 災害危険区域の指定（略）
- 2 災害危険区域内の住宅除却又は移転対策

第2 市街地等の防災構造化（略）

第3 市街地等を連絡する道路ネットワークの確保

市域には、集落が散在しているため、災害時には道路ネットワークが遮断され、孤立する地区（自治会）の発生が想定される。このため、孤立するおそれのある地区（自治会）については、緊急輸送道路などの幹線道路と複数の市道等でネットワークするよう、市道等の整備に努める。

また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送道路のネットワークを確保し、迅速な災害対応に備える。

第4・第5（略）

第2節 水害防止施設等の整備（略）

第3節 防災基盤・施設等の整備

「災害時に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、重点的に実施する必要がある防災基盤の整備の推進について定める。

第1 防災基盤整備事業計画

本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業計画を策定し、事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区 分	事 業 例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、 <u>初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等</u>

第2 防災基盤整備事業の実施（略）

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。

第1～第6（略）

第7 災害危険区域対策の実施

- 1 災害危険区域の指定（略）
- 2 災害危険区域内の住宅除却又は移転対策

字句の追記

県地域防災計画に伴う修正

<p>災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険住宅に代わる_____住宅の建設_____に要する経費 限 度 額 4,150千円（土地を取得しない場合3,190千円） 年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息_____について助成 負担割合 国1/2、県1/4、市1/4</p>	<p>災害危険区域内に存する危険住宅の除却又は移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費 限 度 額 4,210千円（土地を取得しない場合3,250千円） 年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額_____について助成 負担割合 国1/2、県1/4、市1/4</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第8 地盤沈下の現況</p> <p>播磨平野地域では、昭和45年の水準測量で一、二の水準点に事故と見られる変動があったものの、地盤沈下は特に認められない。 地下水位は40年以降著しい低下の傾向が見られたが、最近はやや横ばい傾向を示している。 当地域での年間揚水量は、水道用が主で約4,900万m³となっている。</p>	<p>第8 地盤沈下の現況</p> <p>播磨平野地域では、昭和45年の水準測量で一、二の水準点に事故と見られる変動があったものの、地盤沈下は特に認められない。 地下水位は40年以降著しい低下の傾向が見られたが、最近はやや横ばい傾向を示している。 当地域での年間揚水量は、水道用が主で約4,600万m³となっている。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第5節 交通関係施設の整備（略）</p>	<p>第5節 交通関係施設の整備（略）</p>	
<p>第6節 ライフライン関係施設の整備</p>	<p>第6節 ライフライン関係施設の整備</p>	
<p>市域における電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。</p>	<p>市域における電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。</p>	
<p>第1 電力施設の整備等</p>	<p>第1 電力施設の整備等</p>	
<p>災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p>	<p>災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p>	
<p>1 関係機関との相互連携協力体制の構築</p>	<p>1 関係機関との相互連携協力体制の構築</p>	
<p>_____関西電力送配電(株)は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。</p>	<p>関西電力(株)及び_____関西電力送配電(株)は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>(1) 市との協調 平常時には市の防災会議等へ_____参画し_____、また、災害時には対策組織が市の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。</p>	<p>(1) 市との協調 平常時には市の防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が市の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。</p>	
<p>①・② (略)</p>	<p>①・② (略)</p>	
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p>	
<p>(5) 地域貢献 市民の安全確保に寄与する取組みとして、当社_____施設への帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、市等から要請があった場合は検討・協力する。</p>	<p>(5) 地域貢献 市民の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力(株)及び関西電力送配電(株)の施設への帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、市等から要請があった場合は検討・協力する。</p>	
<p>2 災害予防に関する事項</p>	<p>2 災害予防に関する事項</p>	
<p>(1) 防災教育 _____関西電力送配電(株)は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p>	<p>(1) 防災教育 関西電力(株)及び_____関西電力送配電(株)は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p>	

<p>(2) 防災訓練</p> <p>_____関西電力送配電株は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。</p> <p>なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <hr/> <p>3 復旧用資機材等の確保及び整備</p> <p>_____関西電力送配電株は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 復旧用資機材の広域運営</p> <p>平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害____時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p>(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 (略)</p> <p>(6) 復旧用資機材_の仮置場の確保</p> <p>災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p> <p>第2・第3 (略) -</p> <p>第4 水道施設の整備等</p> <p>水道事業者は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について_____以下のとおり進める。</p> <p>1～10 (略)</p> <p>第5 下水道施設の整備等</p> <hr/> <p>下水道施設管理者は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。</p> <p>1 下水道施設の保守点検 (略)</p> <p>2 災害時用の資機材の確保 (略)</p> <p>3 教育訓練及び平常時の広報 (略)</p> <p>第5章 その他の災害予防対策の推進</p> <p>突発性の重大事故の発生を予防するための備えを充実する計画である。</p> <p>第1節 危険物施設等の事故の予防対策の推進</p>	<p>(2) 防災訓練</p> <p><u>関西電力株及び</u>関西電力送配電株は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。</p> <p>なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p><u>(3) マニュアル類の整備</u></p> <p><u>関西電力株及び関西電力送配電株は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。</u></p> <p>3 復旧用資機材等の確保及び整備</p> <p><u>関西電力株及び</u>関西電力送配電株は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 復旧用資機材の広域運営</p> <p>平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p>(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 (略)</p> <p>(6) 復旧用資機材<u>等</u>の仮置場の確保</p> <p>災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p> <p>第2・第3 (略) -</p> <p>第4 水道施設の整備等</p> <p>_____災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について<u>定める。水道事業者は、</u>以下のとおり進める。</p> <p>1～10 (略)</p> <p>第5 下水道施設の整備等</p> <p><u>災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。</u></p> <p>下水道施設管理者は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。</p> <p>1 下水道施設の保守点検 (略)</p> <p>2 災害時用の資機材の整備 (略)</p> <p>3 教育訓練及び平常時の広報 (略)</p> <p>第5章 その他の災害予防対策の推進</p> <p>突発性の重大事故の発生を予防するための備えを充実する_____。</p> <p>第1節 危険物施設等の事故の予防対策の推進</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の削除</p>
--	--	--

<p>危険物等による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。</p> <p>第1 危険物施設の災害予防対策の実施（略）</p> <p>第2 高圧ガスの災害予防対策の実施</p> <p>高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。</p> <p>1 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備</p> <p>高圧ガス関係の事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立することとされている。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3 火薬類の災害予防対策の実施</p> <p>火薬類による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。</p> <p>1 火薬類関係事業所における警戒体制の整備</p> <p>火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立するものとされている。</p> <p>(1) 警戒体制の発令（略）</p> <p>(2) 警戒措置の実施</p> <p>① 事前調査（略）</p> <p>② 警戒実施</p> <p>警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施するものとされている。</p> <p>(3) 作業規制</p> <p>天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行うものとされている。</p> <p>2 火薬類関係事業所における防災体制の整備</p> <p>事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立するものとされている。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>第4 毒物・劇物の災害予防対策の実施</p> <p>毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。</p> <p>1 毒物・劇物取扱事業者</p> <p>台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物・劇物取扱事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立するものとされている。</p> <p>(1) 警戒体制の発令</p> <p>台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令等により事業所が警戒事態となったとき、毒物・劇物取扱事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令するものとされている。</p> <p>(2) 警戒措置の実施</p> <p>① 事前調査</p>	<p>危険物等による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。</p> <p>第1 危険物施設の災害予防対策の実施（略）</p> <p>第2 高圧ガスの災害予防対策の実施</p> <p>高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。</p> <p>1 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備</p> <p>高圧ガス関係の事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する_____。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3 火薬類の災害予防対策の実施</p> <p>火薬類による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。</p> <p>1 火薬類関係事業所における警戒体制の整備</p> <p>火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立する_____。</p> <p>(1) 警戒体制の発令（略）</p> <p>(2) 警戒措置の実施</p> <p>① 事前調査（略）</p> <p>② 警戒実施</p> <p>警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する_____。</p> <p>(3) 作業規制</p> <p>天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行う_____。</p> <p>2 火薬類関係事業所における防災体制の整備</p> <p>事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する_____。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>第4 毒物・劇物の災害予防対策の実施</p> <p>毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。</p> <p>1 毒物・劇物取扱事業者</p> <p>台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物・劇物取扱事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立する_____。</p> <p>(1) 警戒体制の発令</p> <p>台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令等により事業所が警戒事態となったとき、毒物・劇物取扱事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する_____。</p> <p>(2) 警戒措置の実施</p> <p>① 事前調査</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
---	--	--

<p>河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査するものとされている。</p> <p>② 警戒実施 警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施するものとされている。</p> <p>2 関係機関 関係機関は、以下に示す対策を行うものとされている。 (1)～(4) (略)</p> <p>第2節 大規模事故災害予防対策の推進</p> <p>第1 交通安全の確保</p> <p>大規模事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p> <p>(3) 市は、迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。</p> <p>(4) 市は、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>第2 災害応急活動体制の整備</p> <p>1 職員の体制の整備 市は、災害発生時における職員の体制をあらかじめ取り決めておく。</p> <p>2 関係機関との連携体制の整備 市は、事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平常時から定例的な情報交換の場づくりや現地調整所等の設置を想定した訓練の実施等により連携強化に努める。</p> <p>第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>1 捜索活動関係 市は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。</p> <p>2 救助・救急関係 (略)</p> <p>3 医療活動関係 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市等は、二次保健医療圏内の、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、医薬品及び飲料水の備蓄、並びに災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の地域災害救急医療マニュアルを定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備するものとする。</p>	<p>河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査する_____。</p> <p>② 警戒実施 警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する_____。</p> <p>2 関係機関 関係機関は、以下に示す対策を行う_____。 (1)～(4) (略)</p> <p>第2節 大規模事故災害予防対策の推進</p> <p>第1 交通安全の確保</p> <p>大規模事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p> <p>(3) _____迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。</p> <p>(4) _____民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>第2 災害応急活動体制の整備</p> <p>1 職員の体制の整備 _____災害発生時における職員の体制をあらかじめ取り決めておく。</p> <p>2 関係機関との連携体制の整備 _____事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平常時から定例的な情報交換の場づくりや現地調整所等の設置を想定した訓練の実施等により連携強化に努める。</p> <p>第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>1 捜索活動関係 _____捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。</p> <p>2 救助・救急関係 (略)</p> <p>3 医療活動関係 (1)～(3) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>県の業務であるため削除</p>
--	---	---

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>(5) 医療機関は、県警察本部等と連携し、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする、様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の、必要に応じた備蓄を検討するものとする。</p>	<p>(4) 医療機関は、県警察本部等と連携し、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする、様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の、必要に応じた備蓄を検討するものとする。</p>	<p>数字のずれ</p>
<p>4 消火活動関係</p>	<p>4 消火活動関係</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械及び資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。</p>	<p>(1) <u>北はりま消防本部は、平常時より消防機関相互の連携強化を図る。</u> (2) 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械及び資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。 (3) <u>道路管理者、消防機関等は、平常時より機関相互の連携強化を図る。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第4 緊急輸送活動等への備え（略）</p>	<p>第4 緊急輸送活動等への備え（略）</p>	
<p>第5 雑踏事故の予防</p>	<p>第5 雑踏事故の予防</p>	
<p>1 主催者等への周知</p>	<p>1 主催者等への周知</p>	
<p>市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止に関して、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。</p>	<p>市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止に関して、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。</p>	
<p>(1) 行事の開催等に当たり、行事内容、警備体制、事故発生時の対応体制等について、事前に警察及び消防機関、医師会、医療機関と連絡調整を行う。</p> <p>(2) 行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。</p> <p>① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察署との連絡体制</p> <p>②～④（略）</p> <p>(3) 行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、市、北はりま消防本部、警察等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。</p> <p>(4)・(5)（略）</p>	<p>(1) 行事の開催等に当たり、行事内容、警備体制、事故発生時の対応体制等について、事前に警察、<u>北はりま消防本部及び（一社）小野市・加東市医師会等</u>と連絡調整を行う。</p> <p>(2) 行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。</p> <p>① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察<u>と</u>との連絡体制</p> <p>②～④（略）</p> <p>(3) 行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、市、北はりま消防本部、警察等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。</p> <p>(4)・(5)（略）</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>
<p>2 広域支援の調整（略）</p>	<p>2 広域支援の調整（略）</p>	
<p>3 医療機関等の措置</p>	<p>3 医療機関等の措置</p>	
<p>(1)（略）</p> <p>(2) 医師会から事故発生時の負傷者等の受入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者、消防機関等と連絡をとり、これに協力する。</p>	<p>(1)（略）</p> <p>(2) 医師会から事故発生時の負傷者等の受入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者、<u>北はりま消防本部</u>等と連絡をとり、これに協力する。</p>	<p>字句の修正</p>
<p>4 北はりま消防本部の措置</p>	<p>4 北はりま消防本部の措置</p>	
<p>事故発生に備え、次のとおり警戒体制を構築する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた収容医療機関の確保を的確に行うことができるよう努める。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 事故が発生した場合には、迅速に警察署及び消防本部並びに医師会、医療機関にその旨を通報する。</p>	<p>事故発生に備え、次のとおり警戒体制を構築する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の<u>負傷者</u>が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた収容医療機関の確保を的確に行うことができるよう努める。</p> <p>(4)（略）</p>	<p>字句の修正</p> <p>事故発生時の対応は、第3編災害応急対策計画で規定しているため削除</p>
<p>第6 防災関係機関の防災訓練の実施（略）</p>	<p>第6 防災関係機関の防災訓練の実施（略）</p>	

第3節 原子力等事故災害予防対策の推進

原子力等の事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。

第1 救援・救護活動 体制の整備

1 消防活動体制の整備

消防機関は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる消防活動体制の整備に努める。

- (1) 防災資機材（放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む）の整備
- (2) 職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護〔除染を含む、放射線による影響等に関する研修〕訓練を含む）
- (3) 事業所等の把握

2 緊急時医療体制の整備

(1) 緊急時対応可能医療機関の把握

市は、以下の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努める。

〈 区分 〉

- ① 放射線障害専門病院（重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設）
- ② 緊急被ばく医療施設
 - ア 5～6Gy以上の全身被ばく患者の治療（緊急被ばく医療、救急医療、皮膚科、造血幹細胞移植専門家が必要）を行える施設
 - イ 2Gy以上の全身被ばく患者の治療を行える施設（無菌室が必要）
 - ウ 汚染（体表面、創傷部）を伴う患者の治療を行える施設

第2 平常時からの防災関係機関等との連携体制の整備

市、北はりま消防本部、警察、その他防災関係機関は、災害応急対策時における連携を図れるよう努めるものとする。

第3 原子力災害等に関する学習等の充実

市及び北はりま消防本部は県の行う市民に対する知識の普及、啓発活動に協力する。

第4 災害時要援護者支援対策の強化

1 災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備

(1) 災害時要援護者の日常的把握

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援や見守り体制の整備に努める。

(2) 障害者への情報伝達方法の確立

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

第3節 原子力等事故災害予防対策の推進

原子力等の事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。

第1 防護措置にかかると体制の整備

市及び北はりま消防本部は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる体制の整備に努める。

- (1) 情報収集・伝達体制の整備
- (2) 活動用資機材（放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む）の整備
- (3) 職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護〔除染を含む、放射線による影響等に関する研修〕訓練を含む）
- (4) 事業所等の把握
- (5) 原子力災害に対応可能な医療機関の把握

県地域防災計画に伴う修正

字句の削除
字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

数字のずれ

字句の修正

字句の削除

第2 原子力防災に関する知識の普及啓発

市及び北はりま消防本部は県の行う市民に対する知識の普及、啓発活動に協力する。

県地域防災計画に伴う修正

第3 災害時要援護者支援対策の強化

「第2章 第1.4節 災害時要援護者対策の充実」の節を参照

数字のずれ
字句の修正

また、防災知識の普及啓発に努めるほか、防災上の相談・指導を行う。

2 社会福祉施設等の防災体制の整備

市等は、次の対策を講じるものとする。

- (1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立
- (2) 社会福祉施設への対応強化
- (3) 社会福祉施設等の整備
- (4) 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備

3 外国人対策の強化

外国人に対する日常の情報提供及び対象原子力災害等発生時の情報伝達等の方法については、第2章第14節内「外国人に対する日常の情報提供等」に基づき必要な対応を図る。

第5 県外からの避難の受入れ体制の整備

福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県から避難者を受入れる。

1・2 (略)

3 広域避難の受入れ体制の整備

- (1) 組織体制の整備
市は、広域避難を受け入れるための組織体制をあらかじめ定めておくこととする。
- (2) 避難所の指定
市は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定することとする。
- (3) 必要物資の把握、配布手順の確認
市は、避難元市町から情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備するよう努める。

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立 (略)

第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性_____も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、_____時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ (略)

(1)～(14) (略)

第4 県外からの避難の受入れ体制の整備

福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県から避難者を受入れる。

1・2 (略)

3 広域避難の受入れ体制の整備

- (1) 組織体制の整備
_____広域避難を受け入れるための組織体制をあらかじめ定めておくこととする。
- (2) 避難所の指定
_____広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定することとする。
- (3) 必要物資の把握、配布手順の確認
_____避難元市町から情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備するよう努める。

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立 (略)

第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ (略)

(1)～(14) (略)

数字のずれ

字句の削除

県地域防災計画に伴う修正

(15) 交通・輸送施設の応急対策の実施
 (16)～(19) (略)
 (20) 旅客、帰宅困難者対策_____
 (21)～(23) (略)

第3 大規模事故等災害応急対策の実施

大規模事故における災害の応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を点検、整備のうえ明示する。

(1) 大規模火災・危険物事故応急対策
 (2) 交通災害応急対策の実施
 (3) 原子力災害応急対策の実施
 (4) 高病原性鳥インフルエンザ応急対策

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第1節 応急活動体制

被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定める。

第1 配備体制

1 配備の体制と基準

風水害が発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、水防警戒及び水防対策にあたる。

風水害により、大規模な被害が発生したときは、水防に関する事務を備えたまま災害対策本部に移行し、職員全員を配置して災害応急対策に万全を図る。

配 備 基 準

組織	配 備	配 備 基 準	配備要員
水防連絡体制	連絡員待機	(1) 兵庫県の連絡員待機指令が発令されたとき。 (2) 市内又は市内通過河川上流部に相当な降雨が予想されるとき。	予め定めた人員(数名)を配置し情報の収集等にあたる。
	水防第0号配備	(1) 河川水位が水防団待機水位(通報水位)を突破したとき。 (2) 市内通過河川に水防警報第1号(待機)が発令されたとき。	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。

(15) 鉄道 施設の応急対策の実施
 (16)～(19) (略)
 (20) 旅客、帰宅困難者対策の実施
 (21)～(23) (略)

第3 大規模事故等災害応急対策の実施 (略)

大規模事故における災害の応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を点検、整備のうえ明示する。

(1) 大規模火災・危険物事故応急対策
 (2) 原子力災害応急対策の実施
 (3) 高病原性鳥インフルエンザ応急対策

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第1節 応急活動体制

被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定める。

第1 配備体制

1 配備の体制と基準

風水害が発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、水防警戒及び水防対策にあたる。

風水害により、大規模な被害が発生したときは、水防に関する事務を備えたまま災害対策本部に移行し、職員全員を配置して災害応急対策に万全を図る。

配 備 基 準

組織	配 備	配 備 基 準	配備要員
水防連絡体制	連絡員待機	(1) <u> </u> 県の連絡員待機指令が発令されたとき。 (2) 市内又は市内通過河川上流部に相当な降雨が予想されるとき。	予め定めた人員(数名)を配置し情報の収集等にあたる。
	水防第0号配備	(1) 河川水位が水防団待機水位(通報水位)を突破したとき。 (2) 市内通過河川に水防警報第1号(待機)が <u>発表</u> されたとき。	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。

字句の修正

字句の修正

字句の修正

数字のずれ

字句の削除

字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

水防警戒体制 水防警戒本部	水防第1号配備	(1) 水防第0号配備を発令した後、更に水位の上昇が予想される時。 (2) 市内通過河川に水防警報第2号（準備）が発令されたとき。	予め定めた人員（少数）を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
	水防第2号配備	(1) 河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想される時。 (2) 氾濫注意情報が発表されたとき。 (3) 市内通過河川に水防警報第3号（出動）が発令されたとき。 (4) 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。	予め定めた人員（半数）を配置し災害対策等にあたる。
	水防第3号配備	警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）を市が発令するとき。 ※警戒レベル3は河川水位が避難判断水位を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想される時、氾濫警戒情報が発令されたとき、若しくは土砂災害警戒基準雨量を超えたときに発令する。	職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。
災害対策本部	災害第3号配備	河川堤防の決壊及び土砂災害等が発生し、付近住民に生命の危険が認められるときで、警戒レベル5災害発生情報発令後に、水防対策本部から災害対策本部に移行したとき。	水防に関する事務を備えたまま、職員全員を配置し、災害対応にあたる。

2 配備の伝達（略）

第2 連絡・警戒体制（略）

第3 水防対策本部及び災害対策本部

市内において風水害による大規模な被害が生じるおそれがあるときは、水防配備の配備基準に基づき、水防対策本部を設置する。実際に被害が発生し、災害対策本部を設置して対応する必要があるときは、直ちに災害対策本部を設置する。

名称	加東市水防対策本部	加東市災害対策本部
本部長	市長	市長
副本部長	副市长、教育長、技監	副市长、教育長、技監
本部員	議会議務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長	議会議務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、病院事業部事務局長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	加東市役所内	加東市役所内
設置基準	水防第2号配備の配備基準を満たしたとき	災害第3号配備の配備基準を満たしたとき

＜改正後＞

水防警戒体制 水防警戒本部	水防第1号配備	(1) 水防第0号配備を発令した後、更に水位の上昇が予想される時。 (2) 市内通過河川に水防警報第2号（準備）が発令されたとき。	予め定めた人員（少数）を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
	水防第2号配備	(1) 河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想される時。 (2) 氾濫注意情報が発表されたとき。 (3) 市内通過河川に水防警報第3号（出動）が発令されたとき。 (4) 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。	予め定めた人員（半数）を配置し災害対策等にあたる。
	水防第3号配備	警戒レベル3（ <u>高齢者等避難</u> ）を市が発令するとき。 ※警戒レベル3の発令基準は、第3章第4節第1「 <u>避難指示等</u> 」に記載	職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。
災害対策本部	災害第3号配備	河川堤防の決壊又は土砂災害等が発生し、付近住民に生命の危険が認められるときで、 <u>水防対策本部から災害対策本部に移行したとき。</u>	水防に関する事務を備えたまま、職員全員を配置し、災害対応にあたる。

2 配備の伝達（略）

第2 連絡・警戒体制（略）

第3 水防対策本部及び災害対策本部

市内において風水害による大規模な被害が生じるおそれがあるときは、水防配備の配備基準に基づき、水防対策本部を設置する。実際に被害が発生し、災害対策本部を設置して対応する必要があるときは、直ちに災害対策本部を設置する。

名称	加東市水防対策本部	加東市災害対策本部
本部長	市長	市長
副本部長	副市长、教育長、技監	副市长、教育長、技監
本部員	議会議務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長	議会議務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、病院事業部事務局長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	加東市役所内	加東市役所内
設置基準	水防第2号配備の配備基準を満たしたとき	災害第3号配備の配備基準を満たしたとき

＜修正理由＞

字句の修正

字句の修正

災害対策基本改正に伴う修正
字句の修正

字句の修正

字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。	災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。
根拠条例	なし	加東市災害対策本部条例
その他	なし	本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。	災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。
根拠条例	なし	加東市災害対策本部条例
その他	なし	本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

■組織図（略）

■事務分掌（略）

■水防配備体制における事務分掌

部	班名	事務分掌
本部長		1～3（略） 4 避難情報（警戒レベル3及び4）及び災害発生情報（警戒レベル5）の発令 5・6（略）
本部連絡員		1・2（略）
本部事務局	総括班	1～3（略）
	【対策調整チーム】	1～8（略） 9 ライフライン関係機関との連絡調整（関西電力・NTT・ガス・JR） 10～14（略）
	【体制管理チーム】	1～7（略）
	情報収集・指令班	
	【情報収集チーム】	1・2（略）
	【対策指令チーム】	1・2（略）
	【情報記録・広報班】	1～7（略）
収容・救護部	収容班	1 緊急避難場所の開設運営の総括
	【緊急避難場所開設チーム】	1～3（略）
	【要配慮者支援チーム】	1～4（略）
	救護班	1～3（略）
各現地		【加古川右岸流域現地対応部】 【加古川左岸流域現地対応部】 【東条川流域現地対応部】

■組織図（略）

■事務分掌（略）

■水防配備体制における事務分掌

部	班名	事務分掌
本部長		1～3（略） 4 避難情報等 の発令 5・6（略）
本部連絡員		1・2（略）
本部事務局	総括班	1～3（略）
	【対策調整チーム】	1～8（略） 9 ライフライン関係機関との連絡調整 10～14（略）
	【体制管理チーム】	1～7（略）
	情報収集・指令班	
	【情報収集チーム】	1・2（略）
	【対策指令チーム】	1・2（略）
	情報記録・広報班	1～7（略）
収容・救護部	収容班	1 緊急避難場所の開設運営の総括
	【緊急避難場所開設チーム】	1～3（略）
	【要配慮者支援チーム】	1～4（略）
	救護班	1～3（略）
各現地		【加古川右岸流域現地対応部】 【加古川左岸流域現地対応部】 【東条川流域現地対応部】

災害対策基本改正に伴う修正

字句の修正

字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

	監視・現地活動班 1～4 (略) 5 <u>山腹崩壊土砂流出危険区域</u> の情報収集 6～13 (略)		監視・現地活動班 1～4 (略) 5 <u>土砂災害警戒区域等</u> の情報収集 6～13 (略)	字句の修正
インフラ管理部	有線施設管理班 1～3 (略)	インフラ管理部	有線施設管理班 1～3 (略)	
	上下水道施設管理班 1～4 (略)		上下水道施設管理班 1～4 (略)	
	道路等施設管理班 1～4 (略)		道路等施設管理班 1～4 (略)	
	農地等施設管理班 1・2 (略)		農地等施設管理班 1・2 (略)	
応援部	現地対応支援班 1土のう配送	応援部	現地対応支援班 1土のう配送	
	応援班 1各部への応援		応援班 1各部への応援	
消防団	第1小隊 第2小隊 第3小隊 第4小隊 第5小隊 第6小隊 第7小隊 第8小隊 第9小隊 第10小隊 第11小隊 第12小隊 (各小隊長)	消防団	第1小隊 第2小隊 第3小隊 第4小隊 第5小隊 第6小隊 第7小隊 第8小隊 第9小隊 第10小隊 第11小隊 第12小隊 (各小隊長)	
北はりま消防本部加東消防署 (略)		北はりま消防本部加東消防署 (略)		
■災害配備体制における事務分掌		■災害配備体制における事務分掌		
対策部 本部事務局 部長 副市長 副部長 防災課長 担当課 防災課	事 務 分 掌 (防災課) 1～6 (略) 7 本部会議に関すること (活動方針、復旧活動等の検討・決定) 8～12 (略)	対策部 本部事務局 部長 副市長 副部長 防災課長 担当課 防災課	事 務 分 掌 (防災課) 1～6 (略) 7 本部会議の <u>運営</u> (活動方針、復旧活動等の検討・決定) 8～12 (略)	字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>総務対策部</p> <p>部長 総務財政部長</p> <p>副部長 まちづくり政策部長</p> <p>担当課等 議会事務局 秘書室 企画政策課 まちづくり創造課 人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課</p>	<p>(議会事務局) (略) (秘書室) (略) (企画政策課・まちづくり創造課) (略) (総務財政課)</p> <p>1 災害情報の収集(被害状況等の収集及び報告等) ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況</p> <p>2 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ</p> <p>3 市所有の情報システムの機能確保</p> <p>4 災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助</p> <p>5 義援金、救援物資の配分</p> <p>6 応急対策に要する資金の調達</p> <p>7 災害対策の予算及び財政計画</p> <p>(人事課)</p> <p>1 職員の動員、各部の配置調整</p> <p>2 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務</p> <p>3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務</p> <p>4 災害救助、救援のための作業員等の雇用</p> <p>5 他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生</p> <p>6 職員被災状況の情報収集</p> <p>(管財課) (略) (税務課)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災世帯調査台帳等の作成及びり災証明書発行</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(会計課) (略)</p>	<p>総務対策部</p> <p>部長 総務財政部長</p> <p>副部長 まちづくり政策部長</p> <p>担当課等 議会事務局 秘書室 企画政策課 まちづくり創造課 人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課</p>	<p>(議会事務局) (略) (秘書室) (略) (企画政策課・まちづくり創造課) (略) (人事課)</p> <p>1 職員の動員、各部の配置調整</p> <p>2 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務</p> <p>3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務</p> <p>4 災害救助、救援のための作業員等の雇用</p> <p>5 他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生</p> <p>6 職員被災状況の情報収集</p> <p>(総務財政課)</p> <p>1 災害情報の収集(被害状況等の収集及び報告等) ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況</p> <p>2 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ</p> <p>3 市所有の情報システムの機能確保</p> <p>4 災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助</p> <p>5 義援金、救援物資の配分</p> <p>6 応急対策に要する資金の調達</p> <p>7 災害対策の予算及び財政計画</p> <p>(管財課) (略) (税務課)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災者台帳の作成及びり災証明書発行</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(会計課) (略)</p>	<p>記載位置の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>対策部</p> <p>生活対策部</p> <p>部長 健康福祉部長</p> <p>副部長 福祉総務課長</p> <p>担当課 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課 人権協働課</p>	<p>事務分掌</p> <p>(福祉総務課) (略) (社会福祉課・高齢介護課)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 行方不明者に関すること</p> <p>10～12 (略)</p> <p>(人権協働課) (略)</p>	<p>対策部</p> <p>生活対策部</p> <p>部長 健康福祉部長</p> <p>副部長 福祉総務課長</p> <p>担当課 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課 人権協働課</p>	<p>事務分掌</p> <p>(福祉総務課) (略) (社会福祉課・高齢介護課)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 行方不明者の捜索、情報管理等</p> <p>10～12 (略)</p> <p>(人権協働課) (略)</p>	<p>字句の修正</p>

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>保健対策部 部長 委員会事務局長 副部長 健康課長 担当課 健康課 委員会事務局</p>	<p>(健康課) (略) (委員会事務局) (略)</p>	<p>保健対策部 部長 委員会事務局長 副部長 健康課長 担当課 健康課 委員会事務局</p>	<p>(健康課) (略) (委員会事務局) (略)</p>	
<p>部</p>	<p>事務分掌</p>	<p>部</p>	<p>事務分掌</p>	
<p>環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課</p>	<p>(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)</p>	<p>環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課</p>	<p>(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)</p>	
<p>農林対策部 部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長 担当課等 農政課 農地整備課 商工観光課</p>	<p>(農政課・農地整備課) (略) (商工観光課) (略)</p>	<p>農林対策部 部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長 担当課等 農政課 農地整備課 商工観光課</p>	<p>(農政課・農地整備課) (略) (商工観光課) (略)</p>	
<p>対策部</p>	<p>事務分掌</p>	<p>対策部</p>	<p>事務分掌</p>	
<p>建設対策部 部長 都市整備部長 副部長 土木課長 担当課 都市政策課 土木課 加古川整備推進室</p>	<p>(都市政策課・土木課・加古川整備推進室) (略)</p>	<p>建設対策部 部長 都市整備部長 副部長 土木課長 担当課 都市政策課 土木課 加古川整備推進室</p>	<p>(都市政策課・土木課・加古川整備推進室) (略)</p>	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>上下水道対策部</p> <p>部長 上下水道部長 副部長 管理課長</p> <p>担当課 管理課 工務課</p>	<p>(管理課・工務課)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の収録</p> <p>5～11 (略)</p>	<p>上下水道対策部</p> <p>部長 上下水道部長 副部長 管理課長</p> <p>担当課 管理課 工務課</p>	<p>(管理課・工務課)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の調査</p> <p>5～11 (略)</p>	<p>字句の修正</p>
<p>対策部</p>	<p>事務分掌</p>	<p>対策部</p>	<p>事務分掌</p>	
<p>教育対策部</p> <p>部長 教育長 副部長 教育振興部長 こども未来部長 担当課等 教育委員会各課</p>	<p>(教育委員会各課)</p> <p>1 学校利用者の安全確保の指示</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 保育児童の被災状況調査</p> <p>15 被災児童の保護・援護</p> <p>16 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応</p> <p>17 文化財等の被害調査及び応急対策</p>	<p>教育対策部</p> <p>部長 教育長 副部長 教育振興部長 こども未来部長 担当課等 教育委員会各課</p>	<p>(教育委員会各課)</p> <p>1 施設利用者の安全確保の指示</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 被災園児、児童、生徒の保護・援護</p> <p>15 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応</p> <p>16 文化財等の被害調査及び応急対策</p>	<p>字句の修正</p> <p>「6園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策」と重複しているため削除</p> <p>数字のずれ</p>
<p>病院部</p> <p>部長 病院長 副部長 事務局長 長 担当課等 病院各課</p>	<p>(病院各課)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 近隣医療機関への応援に関すること</p>	<p>病院部</p> <p>部長 病院事業管理者 副部長 病院事業部事務局長 長 担当課等 病院各課</p>	<p>(病院各課)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 近隣医療機関への応援</p>	<p>字句の修正</p>
<p>消防部</p> <p>部長 消防団長 副部長 副団長 担当課等 消防団</p>	<p>(消防団)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警戒、検索、防御</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>消防部</p> <p>部長 消防団長 副部長 消防団副団長 担当課等 消防団</p>	<p>(消防団)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警戒及び防御</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>字句の修正</p>
<p>5 現地災害対策本部 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。</p>	<p>第4 現地災害対策本部 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。</p>	<p>字句の修正</p>		

第1 情報収集・伝達手段の確保（略）

第2 気象情報等の収集伝達

神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。

収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。

1 気象情報

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて_____「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」_____

とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」と「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるように、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより市民に伝達する。

(2) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当__
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当__
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当__

第1 情報収集・伝達手段の確保（略）

第2 気象情報等の収集伝達

神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。

収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。

1 気象情報

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供（略）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて 5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」と「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるように、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより市民に伝達する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当__
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当__
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当__

県地域防災計画に伴う修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

注 意 報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表する。	

注 意 報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表する。	

気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）

区分	注意報名	基 準 等
気 象 注 意 報	風雪 (平均風速)	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う
	強風 (平均風速)	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域19.8、千鳥川流域12.4、三草川流域7.5

気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）

区分	注意報名	基 準 等
気 象 注 意 報	風雪 (平均風速)	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う
	強風 (平均風速)	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域19.4、千鳥川流域12.4、三草川流域7.5

兵庫県内の洪水注意報発表

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

		複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、37.2）、東条川流域（5、19.8） 千鳥川流域（5、8.9）、三草川流域（5、7.5）
	大雪（12時間降雪の深さ）	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上 山地10cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	濃霧（視程）	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下
	霜（最低気温）	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下
	低温（最低気温）	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 -4℃以下
	着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下
気象 警報	暴風（平均風速）	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上
	暴風雪（平均風速）	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う
	大雨（雨量）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数17 土壌雨量指数135
	洪水（雨量）	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域24.8、千鳥川流域15.6、三草川流域9.4 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、42.4）、千鳥川流域（5、11.8）、三草川流域（5、9.3）
	大雪（12時間降雪の深さ）	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 【50年に一度の値】 3時間雨量133mm以上、48時間雨量366mm以上、土壌雨量指数221
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上	

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

- (2) 気象情報（略）
- (3) 水防活動用気象注意報・警報（略）
- (4) 火災警報

気象台は、気象状況が以下 _____ の基準に達した場合、消防法第 22 条第 1 項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。

■火災警報の基準

		複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、 <u>37.1</u> ）、東条川流域（ <u>6</u> 、 <u>15.5</u> ） 千鳥川流域（5、 <u>10.6</u> ）、三草川流域（5、7.5）	基準の変更による修正
	大雪（12時間降雪の深さ）	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上 山地10cm以上	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下	
	濃霧（視程）	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下	
	霜（最低気温）	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下	
	低温（最低気温）	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 -4℃以下	
	着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下	
気象 警報	暴風（平均風速）	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上	
	暴風雪（平均風速）	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う	
	大雨（雨量）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数17 土壌雨量指数135	
	洪水（雨量）	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数 東条川流域 <u>24.3</u> 、千鳥川流域 <u>15.5</u> 、三草川流域9.4 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、42.4）、千鳥川流域（ <u>6</u> 、11.8）、三草川流域（ <u>6</u> 、9.3）	兵庫県内の洪水警報発表基準の変更による修正
	大雪（12時間降雪の深さ）	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上	
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が _____ 予想される場合 【50年に一度の値】 3時間雨量133mm以上、48時間雨量366mm以上、土壌雨量指数221	県地域防災計画に伴う修正
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上		

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

- (3) 気象情報（略）
- (4) 水防活動用気象注意報・警報（略）
- (5) 火災警報

気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第 22 条第 1 項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

ア 乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部 60%、北部 70%以下で、最小相対湿度が 40%以下となる見込みのと

数字のずれ
数字のずれ
数字のずれ
県地域防災計画に伴う修正

- (1) 兵庫県南部の場合、実効湿度が60%以下で最小相対湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

火災気象通報を受けた知事は、直ちに市長に通報する。この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発する。

2 河川情報

(1) 洪水予報

姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <u>避難勧告</u> 等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 	避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

き。
イ 強風注意報基準

陸上で兵庫県南部12m/s、北部10m/s、海上で15m/s以上の風が吹く見込みのとき。

火災気象通報を受けた知事は、直ちに市長に通報する。この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発する。

2 河川情報

(1) 洪水予報

姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <u>避難指示</u> の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 	<u>高齢者等避難</u> の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

字句の修正

字句の修正

災害対策基本法改正に伴う修正

災害対策基本法改正に伴う修正

字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。	

「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。	

対象区域（略）
基準となる水位観測所と水位（略）

対象区域（略）
基準となる水位観測所と水位（略）

- (2) 水防警報
国土交通大臣 _____ 又は知事が、指定する河川において気象情報等から洪水による災害の発生が予想される場合、水防警報を発する。
①・②（略）
- (3) 水位情報周知河川の情報
国土交通大臣及び知事が、指定する河川の水位が避難判断水位、はん氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、発表する水位到達の通知

- (2) 水防警報
国土交通大臣 (姫路河川国道事務所) 又は知事が、指定する河川において気象情報等から洪水による災害の発生が予想される場合、水防警報を発する。
①・②（略）
- (3) 水位情報の通知及び周知
国土交通大臣及び知事が、指定する河川の水位が避難判断水位、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、発表する水位到達の通知

指定河川の区域（国土交通大臣）

東条川	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで

指定河川の区域（国土交通大臣）

東条川	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣）

観測所名	所在地	水 位
		避難判断
国包	加古川市上荘町国包	4.70m

指定河川の区域（知事）

東条川	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から上流
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から上流

指定河川の区域（知事）

東条川	左岸	小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から上流
	右岸	小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から上流

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣・知事）

観測所名	所在地	水 位
		避難判断
吉井（県）	吉 井	3.30m

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣・知事）

観測所名	所在地	水 位
		避難判断
吉井（県）	吉 井	3.30m

- (4) 水防指令（略）

- (4) 水防指令（略）

3 土砂災害に係る情報

- (1) 土砂災害警戒情報
大雨警報（土砂災害）発表中に、市内で大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき

3 土砂災害に係る情報

- (1) 土砂災害警戒情報
大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況とな

字句の修正

字句の追記

字句の修正

基準となる水位観測所と水位の追記

県地域防災計画に伴う修正

<p>_____、県と気象台が共同して発表する。_____</p> <p>(2) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報） 気象台が防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって提供する情報で、大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 <p>4 その他情報（略）</p> <p>第3 被害情報の収集・調査</p> <p>1 被害状況の収集（略）</p> <p>2 情報の共有 被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめるとともに、県、警察署、防災関係機関と情報交換を密接にし、情報の共有を図る。</p> <p>3 点検・巡視等 警戒段階から市及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。市は、<u>消防機関</u>と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にはパトロール班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。</p> <p>点検・巡視中<u>異常</u>（土砂崩れ、落石、斜面の崩壊等）を発見したときは、直ちに本部に報告するとともに、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の堤防の決壊や土砂崩れ等の前兆等）は、カメラ、カメラ付携帯電話等を活用して映像情報での報告に配慮する。</p> <p>4 異常現象の通報等（略）</p> <p>第4 被害状況報告</p> <p>1 報告基準（略）</p> <p>2 報告系統</p> <p>_____</p> <p>通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。</p> <p>3 報告手段（略）</p>	<p><u>ったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、県と気象台が共同して発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>(2) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂<u>キキクル</u>） 気象台が防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって提供する情報で、大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）_____：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 <p>4 その他情報（略）</p> <p>第3 被害情報の収集・調査</p> <p>1 被害状況の収集（略）</p> <p>2 情報の共有 被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめるとともに、県、警察<u>署</u>、防災関係機関と情報交換を密接にし、情報の共有を図る。</p> <p>3 点検・巡視等 警戒段階から市及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。市は、<u>北はりま消防本部</u>と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にはパトロール班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。</p> <p>点検・巡視中<u>に</u>、異常（土砂崩れ、落石、斜面の崩壊等）を発見したときは、直ちに本部に報告するとともに、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の堤防の決壊や土砂崩れ等の前兆等）は、カメラ、<u>スマートフォン</u>等を活用して映像情報での報告に配慮する。</p> <p>4 異常現象の通報等（略）</p> <p>第4 被害状況報告</p> <p>1 報告基準（略）</p> <p>2 報告系統 <u>県に災害状況を報告する。自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。</u></p> <p>通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。</p> <p>3 報告手段（略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	---	--

<p>4 報告内容</p> <p>(1) 緊急報告</p> <p>① 庁舎の周辺の被災状況を県に報告する。<u>（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。）</u>なお、緊急の場合には口頭報告で行う。 ※ 消防組織法に基づく火災・災害等に関する速報は、<u>消防本部</u>が行う。（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。）</p> <p>② 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、<u>消防本部</u>への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁及び県（災害対策本部及び地方本部経由）それぞれに対し報告する。</p> <p>③ （略）</p> <p>(2) 災害概況即報</p> <p>報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を<u>県（災害対策本部及び地方本部経由）</u>に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、<u>県</u>へ報告する。</p> <p>特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を<u>県</u>へ報告する。</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>第5 施設等の被害調査</p> <p>1 所管施設の報告（略）</p> <p>2 被害家屋の調査</p> <p>災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、<u>り災台帳</u>を作成する。また、<u>県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。</u></p> <p>なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。</p> <p>(1) 被害家屋調査の準備（略）</p> <p>(2) 被害家屋調査の実施</p> <p>① 一次調査</p> <p>被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、<u>実測</u>等により調査する。</p> <p>② 二次調査（略）</p> <p>(3) <u>り災台帳</u>の作成</p> <p>調査結果を基に、<u>り災台帳</u>を作成する。</p> <p>3 その他（略）</p> <p>第6 被災者支援のための情報の収集・活用（略）</p> <p>第3節・第4節（略）</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。</p>	<p>4 報告内容</p> <p>(1) 緊急報告</p> <p>① 庁舎の周辺の被災状況を県に報告する。<u>報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。</u>なお、緊急の場合には口頭報告で行う。 ※ 消防組織法に基づく火災・災害等に関する速報は、<u>北はりま消防本部</u>が行う。（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。）</p> <p>② 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、<u>北はりま消防本部</u>への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁及び県（災害対策本部及び地方本部経由）それぞれに対し報告する。</p> <p>③ （略）</p> <p>(2) 災害概況即報</p> <p>報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を<u>北はりま消防本部</u>に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、<u>県</u>に報告する。</p> <p>特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を<u>県</u>に報告する。</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>第5 施設等の被害調査</p> <p>1 所管施設の報告（略）</p> <p>2 被害家屋の調査</p> <p>災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、<u>被災者台帳</u>を作成する。<u>北はりま消防本部</u>に調査要員を要請する。</p> <p>なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。</p> <p>(1) 被害家屋調査の準備（略）</p> <p>(2) 被害家屋調査の実施</p> <p>① 一次調査</p> <p>被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、<u>外観目視、実測</u>等により調査する。</p> <p>② 二次調査（略）</p> <p>(3) <u>被災者台帳</u>の作成</p> <p>調査結果を基に、<u>被災者台帳</u>を作成する。</p> <p>3 その他（略）</p> <p>第6 被災者支援のための情報の収集・活用（略）</p> <p>第3節・第4節（略）</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の追記</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>(1)の記載内容と重複しているため削除</p> <p>字句の追記</p> <p>字句の修正</p>
---	---	---

<p>第1節 水防活動（略）</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策</p> <p>災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。</p> <p>第1 人命救出活動</p> <p>1 救出（略）</p> <p>2 行方不明者の捜索</p> <p>災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 行方不明者情報の収集</p> <p>被災者相談窓口等で受付けた情報及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。</p> <p>行方不明者のリストは、警察に提出し連携する。</p> <p>(2) 捜索活動</p> <p>市及び消防機関は、行方不明者リストに基づき、警察、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索活動にあたる。</p> <p>行方不明者を発見した場合には、警察に連絡する。</p> <p>3 自主防災組織、事業所、市民等</p> <p>自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 警察、消防機関_____等への通報</p> <p>4 その他（略）</p> <p>第2 救急医療活動</p> <p>1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡</p> <p>負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況及び死傷者の数）を直ちに_____消防本部及び関係機関に連絡するものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 負傷者等の収容</p> <p>(1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 公民館、学校_に設置された救護所及び県設置の救護センター</p> <p>④（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5～7（略）</p>	<p>第1節 水防活動（略）</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策</p> <p>災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。</p> <p>第1 人命救出活動</p> <p>1 救出（略）</p> <p>2 行方不明者の捜索</p> <p>災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。<u>行方不明者情報を収集し、行方不明者のリストを作成して、北はりま消防本部、警察、自衛隊等と連携して捜索する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 自主防災組織、事業所、市民等</p> <p>自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 警察、<u>北はりま消防本部</u>等への通報</p> <p>4 その他（略）</p> <p>第2 救急医療活動</p> <p>1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡</p> <p>負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況及び死傷者の数）を直ちに<u>北はりま</u>消防本部及び関係機関に連絡するものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 負傷者等の収容</p> <p>(1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 公民館、学校<u>等</u>に設置された救護所及び県設置の救護センター</p> <p>④（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5～7（略）</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	--	--

第3 医療・助産対策

1 救護所の設置（略）

2 救護班の編成

- (1) 救護班の編成、派遣（略）
- (2) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

3・4（略）

5 医薬品等の供給

- (1) 医薬品等の確保及び調達

__県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等を確保__する。

- (2) 搬送、供給方法

販売業者は、市域の集積基地まで搬送するものとする。

市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

6 医療機関のライフラインの確保（略）

第3節 交通・輸送対策

人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。

第1・第2（略）

第3 ヘリコプターの運航

1 要請基準（略）

2 要請手続き

市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県（企画県民部災害対策局消防課）に

__提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリ

第3 医療・助産対策

1 救護所の設置（略）

2 救護班の編成

- (1) 救護班の編成、派遣（略）
- (2) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は__、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は要配慮者を含めた被災者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

3・4（略）

5 医薬品等の供給

- (1) 品目

<u>区 分</u>	<u>期 間</u>	<u>主な医薬品等</u>
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

- (2) 調達方法

市は、救護所等で使用する医薬品等を確保する。医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、加東健康福祉事務所と連携し、補給を行う。

- (3) 搬送、供給方法

販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

6 医療機関のライフラインの確保（略）

第3節 交通・輸送対策

人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。

第1・第2（略）

第3 ヘリコプターの運航

1 要請基準（略）

2 要請手続き

市長若しくは消防長又はそれらの者から委任された者が、県防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリ

県地域防災計画に伴う修正
字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

数字のずれ
県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

が昼間のみ運用されており、北はりま消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）
3～6（略）

第4節 避難対策

災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報（以下「避難勧告等」という。）、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。

第1 避難勧告等

1 避難勧告等の発令

- (1) 市は、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。
- (2) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し「警戒レベル4、避難勧告」を発令することとする。地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に「警戒レベル4、避難指示（緊急）」を発令することとし、災害が実際に発生していること_____を把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、災害発生情報」を発令することとする。
- (3) 市は、土砂災害における避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断する。

が昼間のみ運用されており、北はりま消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）
3～6（略）

第4節 避難対策

大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策

_____について定める。

第1 避難指示等

1 避難指示等の発令

- (1) 市は、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、高齢者等避難_____」を発令する。
- (2) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し「警戒レベル4、避難指示」を発令する_____。
_____災害が実際に発生している又は切迫している状況を把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令する_____。
- (3) 市は、土砂災害における避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断する。
- (4) 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努める。
- (5) 市は、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- (6) 市は、避難指示等の迅速・適格な判断をするため、神戸地方気象台との間のホットラインの活用等を図るとともに、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準や伝達方法を事前に明確にしておくよう努める。
- (7) 市は、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

区分	発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】	●発令される状況：災害のおそれあり

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

警戒レベル4	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動を開始
	避難指示（緊急） ※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
警戒レベル5	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	すでに災害が発生している状況	命を守るための最善の行動

市長は、避難勧告等にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請する。

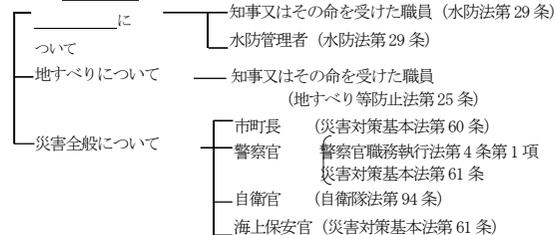
【参考資料：避難の勧告・指示】

避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

（災害対策基本法 60 条第 6 項～8 項）

① 避難の勧告 災害全般について 市町長（災害対策基本法第 60 条）

② 避難の指示



※兵庫県地域防災計画より抜粋

2 発令の基準

避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

基準（略）

(1) 洪水

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第 14 条）については、避難判断水位（特別警戒水位、水防法第 13 条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、気象観測情報、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

<改 正 後>

<修正理由>

高齢者等避難（市長が発令）	<p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>・高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>なお、高齢者等とは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者のことを指す。</p> <p>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難がのぞましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	
---------------	--	--

市長は、避難指示にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請する。

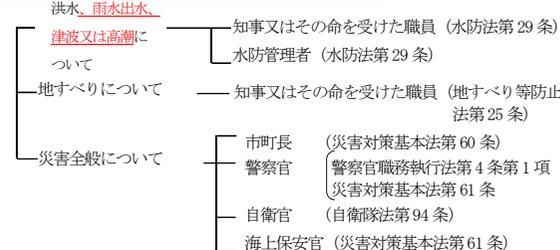
県地域防災計画に伴う修正

【参考資料：避難の指示】

避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

（災害対策基本法 60 条第 6 項～8 項）

避難の指示



※兵庫県地域防災計画より抜粋

2 発令の基準

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

基準（略）

(1) 洪水

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第 14 条）については、避難判断水位（特別警戒水位、水防法第 13 条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、気象観測情報、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

災害対策基本法改正に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

種類	洪水予報河川	水防警報河川・水位周知河川		左記以外の中小河川等
対象河川	加古川(板波)	加古川水系東条川(吉井上流)	加古川水系千鳥川(家原)	リアルタイムの水位観測ができない中小河川又は水路
警戒レベル3 高齢者等避難開始	洪水警報又は氾濫警戒情報が発表されたとき。 ※洪水警報及び氾濫警戒情報は、基準観測点の水位が避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるときに発表される。 観測点：板波(国) 避難判断水位：4.20m	基準観測点の水位が避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 <観測点> 吉井上流(県) <避難判断水位> 3.30m	<観測点> 家原(県) <避難判断水位> 2.70m	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。
警戒レベル4	氾濫危険情報が発表されたとき。 ※氾濫危険情報は基準観測点の水位が、氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達したときに発表される。 観測点：板波(国) 氾濫危険水位：5.00m (特別警戒水位) 異常な漏水及び浸食等を確認したとき。	基準観測点の水位が氾濫危険水位(____特別警戒水位)に到達したとき。 <観測点> 吉井上流(県) <氾濫危険水位>(特別警戒水位) 3.90m	<観測点> 家原(県) <氾濫危険水位>(特別警戒水位) 3.10m	・堤防高に水位が到達したとき。 ・近隣で浸水が床上に及んでいるとき。
避難指示(緊急)	異常な漏水及び浸食の進行、亀裂並びにすべり等により決壊のおそれが高まったとき。 樋門・水門等の施設の機能支障を確認したとき。 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、緊急的又は重ねて避難を促すとき。			

(2) 土砂災害

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、気象庁から発表される情報を指標として活用する。また、判断にあたっては、気象情報や加東土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分	発令基準
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁提供)の実況又は予測が「警戒」(警戒レベル3相当)に到達したとき。
警戒 避難勧告	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ

種類	洪水予報河川	水防警報河川・水位周知河川		左記以外の中小河川等
対象河川	加古川(板波)	加古川水系東条川(吉井上流)	加古川水系千鳥川(家原)	リアルタイムの水位観測ができない中小河川又は水路
警戒レベル3 高齢者等避難	・基準観測点の水位が避難判断水位(板波：4.20m)に到達し、氾濫警戒情報が発表された場合 ・水害リスクラインで避難判断水位超過相当(赤)が市内に出現した場合 堤防に軽微な漏水、浸食等が発見された場合	基準観測点の水位が避難判断水位(吉井上流：3.30m、家原：2.70m)に到達した場合		
警戒レベル4 避難指示	・基準観測点の水位が氾濫危険水位(板波：5.00m)に到達し、氾濫危険情報が発表された場合 ・水害リスクラインで氾濫危険水位超過相当(紫)が市内に出現した場合 堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合	基準観測点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、吉井上流：3.90m、家原：3.10m)に到達した場合 鴨川ダム・大川瀬ダム管理所から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があり、河川氾濫が予想される場合 洪水警報の危険度分布で非常に危険(うす紫)が市内に出現した場合		
警戒レベル5 緊急安全確保	・氾濫が発生し、氾濫発生情報が発表された場合 ・水害リスクラインで氾濫している可能性(黒)が市内に出現した場合 ・堤防に異常な漏水、浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門等の施設の機能支障が発見された場合や排水ポンプ場の運転を停止せざるをえない場合 ・堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合			市内に大雨特別警報(浸水害)が発表された場合

(2) 土砂災害

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、気象庁から発表される情報を指標として活用する。また、判断にあたっては、気象情報や加東土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で警戒(赤)が出現した場合
警戒 避難指示	・市内に土砂災害警戒情報が発表された場合

内閣府「避難情報に関するガイドライン」の改定に伴う修正

内閣府「避難情報に関するガイドライン」の改定に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ユ情報（気象庁提供）の実況又は予測が「非常に危険」（警戒レベル4相当）に到達したとき。 ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 ・近隣で前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁提供）の実況又は予測が「極めて危険」（警戒レベル4相当）に到達したとき。 ・近隣で前兆現象（土砂移動現象、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。

レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の危険度分布で非常に危険（うす紫）が出現した場合（土砂災害警戒情報の基準に到達していることが予想される場合）。 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒 レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の発生が確認された場合

(3) ため池災害

風水害に伴うため池災害による人的被害が近年発生している。ため池災害に対する避難勧告等の発令のための一律の指標の設定は難しいため、気象情報や現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

(3) ため池災害

風水害に伴うため池災害による人的被害が近年発生している。ため池災害に対する避難指示等の発令のための一律の指標の設定は難しいため、気象情報や現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

災害対策基本法改正に伴う修正

区分		発令基準
警戒 レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者から漏水等の前兆現象の報告があったとき。 ・警戒巡視又は市民等により漏水等の前兆現象が発見されたとき。
警戒 レベル4	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者から亀裂、小規模の崩れ等の報告があったとき。 ・警戒巡視又は市民等により亀裂、小規模の崩れ等が発見されたとき。
	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告による立ち退き避難が十分でなく、緊急的又は重ねて避難を促すとき。

区分		発令基準
警戒 レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者から漏水等の前兆現象の報告があった場合 ・警戒巡視又は市民等により漏水等の前兆現象が発見された場合
警戒 レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者から亀裂、小規模の崩れ等の報告があった場合 ・警戒巡視又は市民等により亀裂、小規模の崩れ等が発見された場合
警戒 レベル5	緊急安全確保	堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合

3 避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達は、次の経路のとおりとする。

こども園等及び社会福祉施設への伝達は主に収容・救護部を通じて行い、加古川流域又は東条川流域の現地対応部が補佐する。

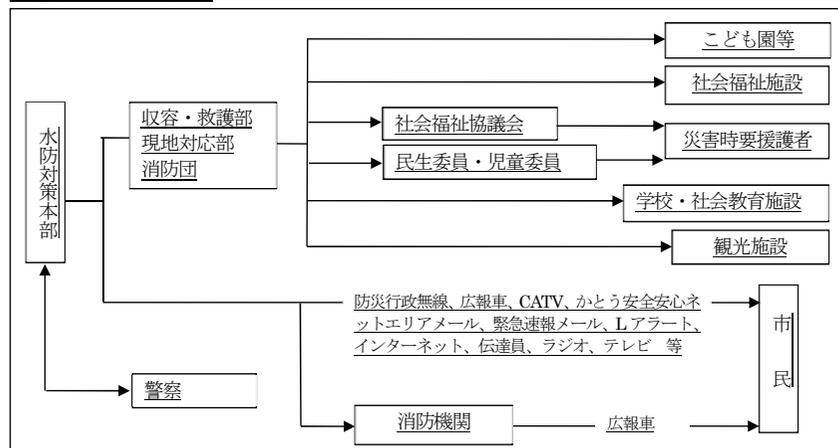
また、知事に対し、避難勧告等の発令実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

3 避難指示等の伝達方法

- 市は、直ちに、防災行政無線、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、広報車等による広報、サイレン、インターネット、ひょうご防災ネット（かとう安全安心ネット）、緊急速報メール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、警察、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。
- 市は、避難指示等を発令した時は、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、CATVの活用も図る。
- 市は、避難行動要支援者への伝達に際しては個別避難計画を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。
- 市は、避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、市民のとりべき行動が明確に分かりやすく伝わるよう、努める。

県地域防災計画に伴う修正

■避難勧告等の伝達経路



■避難時の伝達事項例

- 避難の理由
- 避難先
- 避難時の服装、携行品等
- 避難勧告等の対象区域
- 避難経路
- 避難行動における注意事項

4 解除

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難勧告等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

4 解除

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

災害対策基本法改正に伴う修正

第2 避難・誘導

1 避難

- (1) 避難は、自力での避難を原則とする。
- (2) 市民はあらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくものとする。
- (3) 予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの安全な場所に一時的に避難し、安全を確認してから避難所へ向かうこととする。
- (4) 避難は、自家用車を使用しないことを原則とする。
- (5) 携行品は必要最小限とする。

第2 避難誘導

- (1) 市は、北はりま消防本部、警察、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平常時から避難経路の安全性の向上に努める。
- (2) 市は、避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- (3) 市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておく。
- (4) 市は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める。
- (5) 市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物や屋内での安全確保措置を指示する。

県地域防災計画に伴う修正

2 避難誘導

- (1) 消防機関、警察、自主防災組織、地区（自治会）等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平常時から避難経路の安全性の向上に努める。
- (2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。

特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努める。

(3) あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。

(4) 避難時の周囲の状況等により、避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

3 避難の順序と移送

(1) 避難は、災害時要援護者を優先する。

(2) 移送等

① 自力による避難が困難な者は、近隣者、自主防災組織、地区（自治会）等における車両等により移送又は輸送を行う。

② 大規模な移送を要する場合は、神姫バス等輸送機関に要請するほか、県に自衛隊への要請を行う。

第3 警戒区域の設定（略）

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

市長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な限り職員を配置し避難所運営を統括させ、通信の確保等を行う。なお、状況に応じて施設管理者等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあっては、速やかに市長に報告するとともに避難所の運営に当るものとする。

職員は、施設の管理者等と協力して避難者受入れの準備を行う。

なお、市長が、避難所開設の必要が無くなったと認めるときは、廃止する。

2 避難所開設の報告

避難所の開設を行った場合は、市長は知事に対し、直ちに避難所の開設状況を報告する。

(1) 避難所開設の日時及び場所、施設名

(2) 収容状況及び人員

(3) 開設期間の見込み

第5 避難所の運営

第3 警戒区域の設定（略）

第4 避難所の開設

(1) 市長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。なお、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することができる。

(2) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

(3) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(4) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況を適切に県に報告するよう努める。

(5) 市は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。

(6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第5 避難所の運営

県地域防災計画に伴う修正

<p>(3) 市内での施設の確保が困難な場合は、県に対象施設等の広域的な確保について要請する。</p> <p>7 避難所広報（略）</p> <hr/> <p>8 その他 避難勧告等、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、<u>設定に準じて</u>、市民や防災関係機関に連絡する。</p> <p>第6 避難所設備の整備（略）</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。</p> <p>1 応急仮設住宅の供与 (1)・(2)（略） (3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は県が実施し、維持管理は市が実施する。市は平常時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。 なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に<u>充分</u>配慮するものとする。 (4)～(9)（略）</p> <p>2 空家住宅の確保（略）</p> <p>3 住宅の応急修理 (1) 住宅が半壊又は半焼した者のうち_____、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し _____、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て応急修理を実施する。 (2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。 ① 被害戸数（_____半焼・半壊_____） ②～⑥（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p>	<p><u>して借り上げる等多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>7 避難所広報（略）</p> <p>8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 <u>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u></p> <p>9 その他 避難<u>指示</u>等、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、_____市民や防災関係機関に連絡する。</p> <p>第6 避難所設備の整備（略）</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。</p> <p>1 応急仮設住宅の供与 (1)・(2)（略） (3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は県が実施し、維持管理は市が実施する。市は平常時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。 なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に<u>十分</u>配慮するものとする。 (4)～(9)（略）</p> <p>2 空家住宅の確保（略）</p> <p>3 住宅の応急修理 (1) 住宅が半壊、<u>半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け</u>、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（<u>半壊及び準半壊</u>）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である<u>程度に住宅が半壊した者（大規模半壊）</u>に対しそのままでは住むことができない状態にあるが、<u>破損箇所</u>に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て応急修理を実施する。 (2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。 ① 被害戸数（<u>大規模半壊、</u>半焼・半壊、<u>準半壊</u>） ②～⑥（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p>	<p>< 修正理由 ></p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>数字のずれ 災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	--	---

<p>地震災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。</p> <p>第1 食料の供給</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 食料の供給要請等 備蓄する保存食及び調達による食料等を供給するが、市だけでは食料の供給が困難な場合は、次の事項を示して県に供給、あつせんを要請する。 (1)～(5) (略) なお、災害救助法が適用されてから、米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p> <p>4 食料の輸送・配布等 (1) 食料の輸送 食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。 食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、市が供給先（避難所、炊き出し施設等）まで輸送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 炊き出し (略)</p> <p>第2 応急給水</p> <p>1 給水対象者 上水道の給水が停止した断水世帯等</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 給水施設と浄水能力 市内で供給できる飲料水の貯水容量、浄水能力及び給水用資機材の保有状況は資料編に示す。 災害時には、中区配水池及び高区配水池の緊急採水口から吸水し、供給する。 なお、平常時の現有浄水能力は、広沢浄水場 2,760m³/日、滝野浄水場 2,300m³/日、秋津浄水場 2,740m³/日である。</p> <p>第3 緊急物資の供給 災害発生時において住家に被害を受け、衣料、生活必需品等の供給が必要と認めた場合は、供給を実施する。</p> <p>1 供給の対象者 (略)</p> <p>2 品目 品目としては、主に次のものが考えられる。 なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。 (1) 生活必需品 (略)</p>	<p>地震災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。</p> <p>第1 食料の供給</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 食料の供給要請等 備蓄する保存食及び調達による食料等を供給するが、市だけでは食料の供給が困難な場合は、次の事項を示して県に供給、あつせんを要請する。 (1)～(5) (略) なお、災害救助法が適用されてから、米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p> <p>4 食料の輸送・配布等 (1) 食料の輸送 食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。 食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、<u>物資輸送に関する協定締結物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 炊き出し (略)</p> <p>第2 応急給水</p> <p>1 給水対象者 <u>災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 給水施設と浄水能力 市内で供給できる飲料水の貯水容量、浄水能力及び給水用資機材の保有状況は資料編に示す。 災害時には、中区配水池及び高区配水池の緊急採水口から吸水し、供給する。 なお、平常時の現有浄水能力は、広沢浄水場 5,500m³/日、秋津浄水場 2,740m³/日である。</p> <p>第3 緊急物資の供給 災害発生時において住家に被害を受け、衣料、生活必需品等の供給が必要と認めた場合は、供給を実施する。</p> <p>1 供給の対象者 (略)</p> <p>2 品目 品目としては、主に次のものが考えられる。 なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。 (1) 生活必需品 (略) <u>(2) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>浄水場統合に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	---	---

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 応急復旧用物資（略）</p> <p>(3) 防災関係物資（略）</p> <p>3 供給（略）</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>被災者の体とこころのケア対策、被災地の食品衛生や防疫対策、遺体の安置及び処置等の対策について定める</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施（略）</p> <p>2 巡回栄養相談の実施</p> <p>(1) 県と協力して、_____</p> <p>_____避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動（略）</p> <p>4 児童、生徒のこころのケア</p> <p>（→「第3章 第16節 教育対策」の項を参照）</p> <p>第2～第4（略）</p> <p>第8節 生活救援対策の実施（略）</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策</p> <p>高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 外国人への情報伝達等</p> <p>県及び関係団体等と協力して、外国人の被災情報を把握するとともに、かとう安全安心ネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。また、県及び関係団体等と相互に連絡して、安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。</p>	<p><u>消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスマスク、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など</u></p> <p>(3) 応急復旧用物資（略）</p> <p>(4) 防災関係物資（略）</p> <p>3 供給（略）</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p><u>災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。</u></p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施（略）</p> <p>2 巡回栄養相談の実施</p> <p>(1) 県と協力して、<u>災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会等関係団体と連携して</u>、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動（略）</p> <p>4 児童、生徒のこころのケア</p> <p>（→「第3章 第17節 教育対策」の項を参照）</p> <p>第2～第4（略）</p> <p>第8節 生活救援対策_____（略）</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策</p> <p>高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 外国人への情報伝達等</p> <p><u>市内外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。</u></p> <p>(1) <u>安否確認</u></p> <p><u>県、警察及び外国人団体等と相互に連絡して安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。</u></p> <p>(2) <u>ニーズの把握</u></p> <p><u>外国人団体、外国人学校等に照会してニーズを把握する。</u></p> <p>(3) <u>相談体制の確立</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	---	---

<p>7～9（略）</p> <p>第10節 愛玩動物の収容対策（略）</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動</p> <p>市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応急対策の推進に寄与する。</p>	<p><u>外国人用の相談窓口、支援センター等を開設するよう努める。</u></p> <p>7～9（略）</p> <p>第10節 愛玩動物の収容対策（略）</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動</p> <p><u>災害時に被災者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保、融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動、災害時における放送要請等について定める。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第1 災害広報</p> <p>1 基本方針</p> <p>被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて積極的に広報する。</p> <p>また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施関係機関名等を記して行う。</p> <p>広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 避難の必要性の有無（避難勧告等の発令状況等）</p> <p>(5)～(14)（略）</p> <p>2 市における広報体制等</p> <p>(1) 災害時の広報体制</p> <p>① 災害広報責任者（略）</p> <p>② 広報資料の作成</p> <p>災害広報責任者は、広報を統括し、対策各部（市）と連携して、情報の一元化を図るとともに広報資料を作成する。</p> <p>(2)・(3)（略）</p>	<p>第1 災害広報</p> <p>1 基本方針</p> <p>被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて積極的に広報する。</p> <p>また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施関係機関名等を記して行う。</p> <p>広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 避難の必要性の有無（<u>避難指示</u>等の発令状況等）</p> <p>(5)～(14)（略）</p> <p>2 市における広報体制等</p> <p>(1) 災害時の広報体制</p> <p>① 災害広報責任者（略）</p> <p>② 広報資料の作成</p> <p>災害広報責任者は、広報を統括し、対策各部 _____ と連携して、情報の一元化を図るとともに広報資料を作成する。</p> <p>(2)・(3)（略）</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>
<p>第2 災害相談</p> <p>1 市における相談窓口</p> <p>市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、相談窓口を設置する。</p> <p>また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 火葬許可書の発行 _____</p> <p>(3) 食料、飲料水、救援物資等に関する<u>問い合わせ</u></p> <p>(4)～(10)（略）</p> <p>なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。</p> <p>第3 災害放送の要請</p>	<p>第2 災害相談</p> <p>1 市における相談窓口</p> <p>市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、相談窓口を設置する。</p> <p>また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 火葬許可書の発行に<u>関すること。</u></p> <p>(3) 食料、飲料水、救援物資等に関する<u>こと。</u></p> <p>(4)～(10)（略）</p> <p>なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。</p> <p>第3 災害放送の要請</p>	<p>字句の修正</p>

<p>1 災害時の放送要請（略） 2 緊急警報放送 (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等、緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、日本放送協会神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づく無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、やむを得ない場合を除き、県知事に依頼する。 やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。 なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。 ①～③（略）</p> <p>3 県及び放送事業者との連携 (1) 避難の準備情報、勧告及び指示を発令したときは、原則として県及び放送事業者へ速やかに伝達する。 (2) 県及び放送事業者等と災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施 災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。</p> <p>第1 ガレキ処理 災害により発生したガレキ（倒壊した建築物そのもの、建物構造物及び建物に付随する設備等並びに家具等収容物（生活ごみを除く。）をいう。）処理を実施する。</p> <p>1 ガレキ処理の基本方針 (1) 撤去するガレキは、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先する。 (2) 損壊家屋からの解体廃棄物、ガレキ、残骸物等処理に長期間を要する物にあつては選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置場を十分確保する。また、破砕、分別を徹底し可能な限り再資源化に努める。 (3) 処理施設及び仮置場等指定場所へは、原則として被災者自ら分別搬入するものとする。（可燃物、可燃性大型ごみ、畳、木くず、不燃物、不燃性大型ごみ、金属くず、コンクリートがら等、混合廃棄物、廃家電等、有害物・爆発物・危険物等、土砂等） (4) 事業所にあつては自己処理を行うものとする。 (5) 公共、公益施設にあつては管理者において処理するものとする。</p> <p>2 処理作業 (1) 処理計画の策定 ガレキ処理を効率的に行うため速やかに処理計画を策定する。 ① 処理すべきガレキの全体量の把握 ② ガレキ処理の優先順位の決定 ③ 十分な面積の仮置場の確保 ④ 運搬・処理体制の確立 ⑤ 必要な人員及び資機材の調達</p>	<p>1 災害時の放送要請（略） 2 緊急警報放送 (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等、緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、日本放送協会神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づく無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、やむを得ない場合を除き、県知事に依頼する。 やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。 なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。 ①～③（略）</p> <p>3 県及び放送事業者との連携 (1) <u>高齢者等避難及び避難指示</u>を発令したときは、原則として県及び放送事業者へ速やかに伝達する。 (2) 県及び放送事業者等と災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。</p> <p>第12節 廃棄物対策 災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。</p> <p>第1 ガレキ処理 (1) <u>災害発生後の対応</u> ① <u>情報の収集及び連絡</u> 損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。 ② <u>選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保</u> ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。 (2) <u>処理作業過程</u> ① <u>撤去作業</u> 災害により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。 ② <u>全体処理量の把握</u> 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。 ③ <u>県等への応援要請</u> 近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。 (3) <u>その他</u> 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分及び応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	--	--

⑥ 県、近隣市町及び廃棄物処理事業者等への応援要請

(2) 処理

ガレキ処理計画に基づき迅速に作業等を実施する。

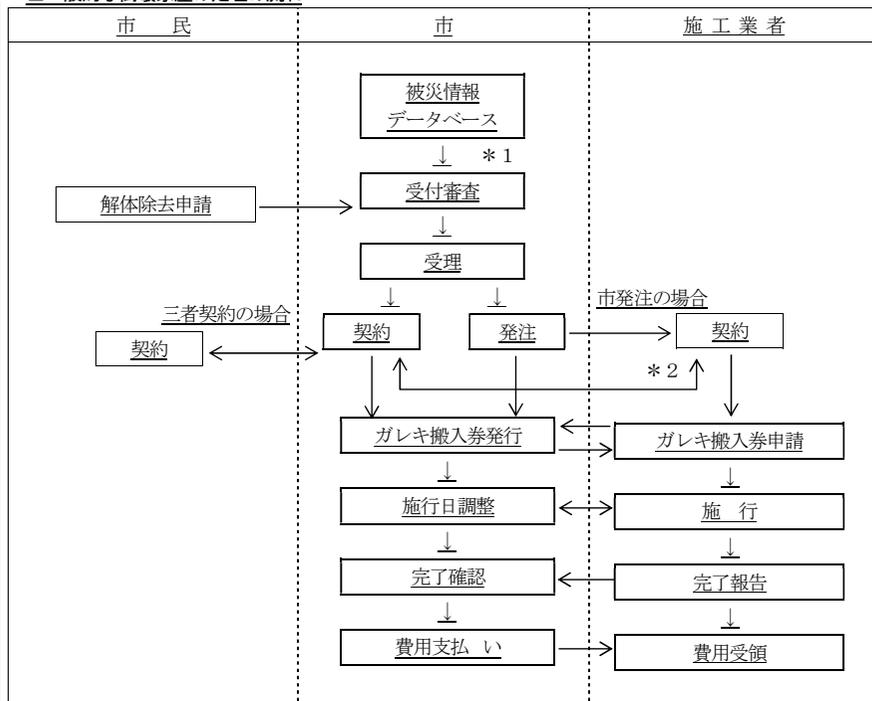
3 災害廃棄物の仮置場候補場所

地域名	施設名	場 所
社地域	上中埋立処分地	加東市上中
滝野地域	上滝野広場（上滝野公民館前駐車場）	加東市上滝野
東条地域	藪残上処分場	加東市藪

4 不法投棄の監視

道路、公園等への不法投棄を防止するため、道路管理者、地区（自治会）、防犯グループ等と連携して啓発を行う。

■一般的な倒壊家屋の処理の流れ



* 1 : 受付審査は、被災情報データベースの全半壊家屋データに基づく

* 2 : 契約・発注は、市からの直接発注による場合と、三者契約による場合がある

第2 ごみ処理

第2 ごみ処理

災害により被災家屋等から排出されるごみ（生活ごみ等）処理を迅速に実施する。

1 応急対策

- (1) 災害発生後の対応 （略）
- (2) ごみ収集・処理計画
ごみの収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。
- (3) 処理
 - ① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了
避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等においても生活ごみは、分別を徹底し処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについても分別を徹底して収集するものとする。収集は、遅くとも3～4日以内には開始し、7～10日以内に収集を完了することを目標とする。
 - ② ごみの仮置場の確保
ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの破砕・分別など、受け入れ先に応じた仮置場を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。
 - ③ 仮置場での分別
仮置場等にあっても、分別保管をするものとする。
 - ④ 県等への応援要請
ア（略）
イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援要請を行う。

2 ごみ処理施設等

施 設	焼却処理能力	粗大ごみ処理能力	ごみ収集車両	備考
小野加東加西 環境施設事務 組合（小野クリ ンセンター）	165 t / 日当たり	35 t / 日当たり	市 7台 許可業者 14社 108台	

第3 し尿処理対策

し尿は、感染症対策上の観点から、できる限り早急に収集、処理する。

1 応急対策

- (1) 情報の収集及び連絡
倒壊、焼失家屋等の汲取式便槽及び使用できなくなった下水道処理区域から排出されるし尿と下水道の復旧状況等を勘案のうえ、し尿の収集・処理見込み量を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握
し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により仮設トイレを_____設置する。

- (1) 災害発生後の対応 （略）
- (2) 処理作業過程
 - ① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了
避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等においても生活ごみの_____処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについても_____収集は、遅くとも3～4日以内には開始し、7～10日以内に収集を完了することを目標とする。
 - ② 生活ごみの一時保管場所の確保
生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所_____を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。
 - ③ 県等への応援要請
ア（略）
イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な応援要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

第3 し尿処理対策

- (1) 情報の収集及び連絡
避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数及び_____し尿の収集・処理見込み量を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握
し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により仮設トイレを避難所等に設置する。なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

(3) 仮設トイレの設置

仮設トイレは、下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置する。

- ① 指定避難所
- ② 集合住宅所在地
- ③ 住宅密集地

(4) 消毒剤等の資機材の準備、確保（略）

(5) し尿収集・処理計画

仮設トイレを含めたし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。

(6) 県等への応援要請

- ①（略）
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

2 し尿処理施設等

施 設	処理能力（日量）	し尿運搬車（バキューム車）
北播衛生事務組合南部衛生公園	209キロリットル	8台（許可業者2社所有分）

第13節 環境対策（略）

第14節 災害ボランティアの要請・受入れ

災害時におけるボランティアの派遣要請、受入れ及び活動内容
_____について定める。

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

主として次の活動について、ボランティアの支援、協力を得ることとし、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、(福)加東市社会福祉協議会と職員
の派遣等の連携を図りながら、受入窓口として災害ボランティアセンターを開設する。

- ・災害情報、生活情報等の収集、伝達
- ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ・救援物資、資機材の配分、輸送
- ・軽易な応急・復旧作業
- ・災害ボランティアの受入_____事務

(2) 災害ボランティアの確保と調整（略）

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保（略）

(4) 県等への応援要請

- ①（略）
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な応援要請を行う。

第13節 環境対策（略）

第14節 災害ボランティアの要請・受入れ

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボ
ランティアの参画が必要な場合におけるボランティアの派遣及び受入れについて定める。

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

① 主として次の活動について、ボランティアの_____協力を得ることとする。

- ・災害情報、生活情報等の収集、伝達
- ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ・救援物資、資機材の配分、輸送
- ・軽易な応急・復旧作業
- ・災害ボランティアの受入・紹介事務

② 「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、(福)加東市
社会福祉協議会と連携し、受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンターを開設する。なお、
災害救助法が適用され、県から事務の委任をうけた場合、共助のボランティア活動と地方公共団
体の実施する救助の調整事務について、必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象
とすることができる。

③ 災害ボランティアセンターは、できるだけ市役所庁舎周辺に設置し、相互に緊密な連携をとれ
るよう努める。

(2) 災害ボランティアの確保と調整（略）

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボラン
ティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

県地域防災計画に伴う修正

<p>① (略)</p> <p>② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、救援活動に参加するよう周知する<u>こと</u>。</p> <p>③～⑧ (略)</p> <hr/> <p>第15節 鉄道施設の応急対策 (略)</p> <p>第16節 ライフラインの応急対策</p> <p>ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。</p> <p>第1 電力の確保</p> <p>_____関西電力送配電株は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。</p> <p>1 防災体制</p> <p>(1) 地域における防災体制</p> <p>_____各支社が所管する地域（以下「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</p> <p>神戸及び播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。</p> <p>① 神戸及び播磨・但馬地域非常災害対策総本部</p> <p>② 神戸及び播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部</p> <p>③ 神戸及び播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部</p> <p>④ 神戸及び播磨・但馬地域発販等警戒本部</p> <p>⑤ 神戸及び播磨・但馬地域送配電警戒本部</p> <p>(2) 総本部の設置基準</p> <p>総本部の設置については、発販本部の長と送配電本部の長が協議し、決定する。</p> <p>① 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあつて、発販部門等及び電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 体制の確立</p> <p>_____非常事態に対処するための必要な要を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平常時より次の体制を整備する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>2 災害応急対策に関する事項</p> <p>(1) 災害時における情報の収集、連絡 (略)</p> <p>(2) 情報の集約</p> <p>本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p>	<p>① (略)</p> <p>② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、救援活動に参加するよう周知する<u>こと</u>。</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。</u></p> <p>第15節 鉄道施設の応急対策 (略)</p> <p>第16節 ライフラインの応急対策</p> <p>ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。</p> <p>第1 電力の確保</p> <p><u>関西電力株及び</u>関西電力送配電株は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。</p> <p>1 防災体制</p> <p>(1) 地域における防災体制</p> <p><u>関西電力株及び</u>関西電力送配電株の各支社が所管する地域（以下「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</p> <p>神戸及び播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。</p> <p>① 神戸及び播磨・但馬地域非常災害対策総本部</p> <p>② 神戸及び播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部</p> <p>③ 神戸及び播磨・但馬地域送配電警戒本部</p> <p>(2) 総本部の設置基準</p> <p>総本部の設置については、<u>関西電力株</u>の長と<u>関西電力送配電株</u>の長が協議し、決定する。</p> <p>① 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあつて、<u>関西電力株と関西電力送配電株</u>が連携して、対応していくことが必要と認められる場合</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 体制の確立</p> <p><u>関西電力株及び</u>関西電力送配電株は、非常事態に対処するための必要な要を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平常時より次の体制を整備する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>2 災害応急対策に関する事項</p> <p>(1) 災害時における情報の収集、連絡 (略)</p> <p>(2) 情報の集約</p> <p>本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、<u>協力</u>会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う削除数字のずれ 県地域防災計画に伴う削除数字のずれ</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	--	--

<p>(3) 通話制限 対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力_の総務室長、地域にあっては_____支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>3 災害時における広報 対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 広報活動（略） (2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び_____停電情報アプリやインターネット_____等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>4 要員の確保 (1) 対策組織要員の確保（略） (2) 復旧要員の広域運営 _____他電力会社、他一般送配電事業者_____及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</p> <p>5 災害時における復旧用資機材の確保 対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 調達（略） (2) 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ_____調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</p> <p>(3) 復旧用資機材置場等の確保（略）</p> <p>6・7（略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>8 災害時における応急工事 対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。</p> <p>(1)（略） (2) 応急工事基準 災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</p> <p>_____</p> <p>① 送電設備（略） ② 変電設備（略） ③ 配電設備（略） ④ 通信設備（略）</p> <p>(3) 災害時における安全衛生（略）</p>	<p>(3) 通話制限 対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては<u>関西電力</u>の総務室長、地域にあっては<u>関西電力</u>及び<u>関西電力送配電</u>の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>3 災害時における広報 対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 広報活動（略） (2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、<u>ホームページ</u>、停電情報アプリ、<u>SNS及びビラート</u>等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>4 要員の確保 (1) 対策組織要員の確保（略） (2) 復旧要員の広域運営 <u>関西電力</u>及び<u>関西電力送配電</u>は、他電力会社、他一般送配電事業者、<u>電源開発株式会社</u>、<u>電源開発送変電ネットワーク株式会社</u>及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</p> <p>5 災害時における復旧用資機材の確保 対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 調達（略） (2) 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ<u>関西電力</u>及び<u>関西電力送配電</u>と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</p> <p>(3) 復旧用資機材置場等の確保（略）</p> <p>6・7（略）</p> <p>8 災害時における自衛隊との連携 <u>被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とする</u>と判断される場合には、<u>対策組織の長は、県知事に対して、関西電力及び関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。</u></p> <p>9 災害時における応急工事 対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。</p> <p>(1)（略） (2) 応急工事基準 災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</p> <p>① <u>水力・火力発電設備</u> <u>共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</u></p> <p>② 送電設備（略） ③ 変電設備（略） ④ 配電設備（略） ⑤ 通信設備（略）</p> <p>(3) 災害時における安全衛生（略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>数字のずれ</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ 数字のずれ</p>
---	--	---

<p>9 災害復旧に関する事項（略）</p> <p>第2～第5（略）</p> <p>第17節 教育対策</p> <p>災害発生時における児童生徒及び教職員の保護及び支援、教育施設等の復旧に向けた対策について定める。</p> <p>1 災害時に学校の果たすべき役割（略）</p> <p>2 応急教育の実施のための措置</p> <p>(1) <u>教育委員会</u>は、児童生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、播磨東教育事務所に報告する。</p> <p>①～④（略）</p> <p>(2) <u>教育委員会</u>は、被災状況により次の措置を講じる。</p> <p>①～③（略）</p> <p>(3) 災害救助法が適用された場合の措置</p> <p>① <u>市</u>は、<u>学校及び市教育委員会</u>の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。</p> <p>ア 対象 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒</p> <p>イ 学用品の品目 教科書、教材、文房具及び通学用品</p> <p>3 心の健康管理</p> <p><u>教育委員会</u>は、次の措置を講じる</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>4 教育施設の応急復旧対策</p> <p><u>市</u>は、災害発生後速やかに市が管理する教育施設等の被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 教育施設 <u>市</u>は、被害状況を、播磨東教育事務所を通じて、県教育委員会に報告するとともに、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。</p> <p>(2) 指定文化財等（略）</p> <p>第18節 保育対策</p> <p>災害時において、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児のこころの安定を図るための保育対策を定める。</p> <p>1 地震発生時の措置（略）</p> <p>2 応急保育</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>教育対策部</u>は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。</p>	<p>10 災害復旧に関する事項（略）</p> <p>第2～第5（略）</p> <p>第17節 教育対策</p> <p>災害発生時における児童生徒及び教職員の保護及び支援、教育施設等の復旧に向けた対策について定める。</p> <p>1 災害時に学校の果たすべき役割（略）</p> <p>2 応急教育の実施のための措置</p> <p>(1) _____児童生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、播磨東教育事務所に報告する。</p> <p>①～④（略）</p> <p>(2) _____被災状況により次の措置を講じる。</p> <p>①～③（略）</p> <p>(3) 災害救助法が適用された場合の措置</p> <p>_____学校_____の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。</p> <p>① 対象 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒</p> <p>② 学用品の品目 教科書、教材、文房具及び通学用品</p> <p>3 心の健康管理</p> <p>_____</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>4 教育施設の応急復旧対策</p> <p>_____災害発生後速やかに市が管理する教育施設等の被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 教育施設 _____被害状況を、播磨東教育事務所を通じて、県教育委員会に報告するとともに、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。</p> <p>(2) 指定文化財等（略）</p> <p>第18節 保育対策</p> <p>災害時において、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児のこころの安定を図るための保育対策を定める。</p> <p>1 地震発生時の措置（略）</p> <p>2 応急保育</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>市</u>は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。</p>	<p>数字のずれ</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
--	---	---

第19節 警備対策

1 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準

- (1)～(3) (略)
- (4) 準災害警備本部体制
 - ①・② (略)
 - ③ 県内の大雨、____大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。

2 災害警備体制の発令等 (略)

第20節 旅客、帰宅困難者対策 (略)

第21節 農林関係対策

災害による農林業関係施設が被災した場合における応急対策について定める。

1～3 (略)

4 野菜

県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。

5 果樹 (略)

6 花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

7 しいたけ

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図るとする。

第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等

災害により被災した公共土木施設等の復旧に向けた迅速な対応、及び二次災害の抑制と防衛に向けた対策について定める。

第1・第2 (略)

第3 河川

河川管理者は次の措置を講じるものとする。

- (1) _____緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。

第19節 警備対策

1 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準

- (1)～(3) (略)
- (4) 準災害警備本部体制
 - ①・② (略)
 - ③ 県内の大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。

2 災害警備体制の発令等 (略)

第20節 旅客、帰宅困難者対策 (略)

第21節 農林関係対策

災害による農林業関係施設が被災した場合における応急対策について定める。

1～3 (略)

4 野菜

県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行う_____。

5 果樹 (略)

6 花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る_____。

7 しいたけ

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る_____。

第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等

降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害防止策_____について定める。

第1・第2 (略)

第3 河川

- (1) 河川管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。

県地域防災計画に伴う修正

字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

- (2) _____危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
- (3) _____堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を図る。
- (4) 河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修繕を早期に実施する。

- (2) 河川管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
- (3) 河川管理者は、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を図る。
- (4) 市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

第4～第9（略）

第4～第9（略）

第23節 り災証明

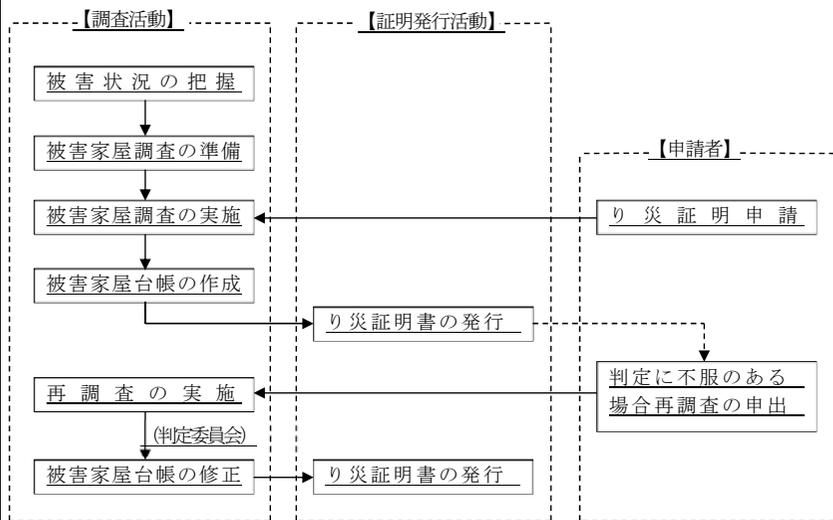
地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、災害による被害について市長が確認できる範囲で証明する。

り災証明については、第2章第2節第6で扱っており、内容が重複しているため削除

1 発行の手続き

被災者のり災証明願に対して「り災台帳」により確認のうえ「り災証明書」を発行する。

なお、「り災台帳」により確認できないときでも、申請者の立証資料により確認できるときは、「り災証明書」を発行できるものとする。



2 証明の対象

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で被災した不動産及び動産等について証明するものとする。

なお、火災にかかるものについては、消防長が証明する。

3 広報

り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、防災行政無線、CATV及び広報誌等により被災者への周知を図る。

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

大規模事故等災害応急対策計画は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑かつ迅速に対応するための計画である。

第1節 基本対策

市長は、大規模事故等の災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び対策について定める。

第1 組織の設置

市長は、市域内において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、大規模事故等災害対策本部（以下「(事故) 災害対策本部」という。）を設置する。

1 設置基準等（略）

2 組織体制

(事故) 災害対策本部の組織は次のとおりとする。

組織図（略）

本部長	市長 <u>※市長に事故あるときは、副市長、教育長の順でその職務を代理する。</u>
副本部長	副市長、教育長、技監、
本部員	各部長及び秘書室長
各部局	事態の状況に応じて班を設置する
本部室	防災課職員

※本部員会議は、本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※市長に事故あるときは、次の順でその職務を代理する。

(順位) 役職名

- ① 副市長
- ② 教育長
- ③ 技監

第2 配備、動員

1 配備体制（略）

2 動員

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

大規模事故等災害応急対策計画は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑かつ迅速に対応するための計画である。

第1節 基本対策

市長は、大規模事故等の災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び対策について定める。

第1 組織の設置

____市域内において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、大規模事故等災害対策本部（以下「(事故) 災害対策本部」という。）を設置する。

1 設置基準等（略）

2 組織体制

(事故) 災害対策本部の組織は次のとおりとする。

組織図（略）

本部長	市長 _____
副本部長	副市長、教育長、技監、
本部員	各部長及び秘書室長
各部局	事態の状況に応じて班を設置する
本部室	防災課職員

※本部員会議は、本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※市長に事故あるときは、次の順でその職務を代理する。

(順位) 役職名

- ① 副市長
- ② 教育長
- ③ 技監

第2 配備、動員

1 配備体制（略）

2 動員

字句の削除

表下の内容と重複するため
削除
字句の削除

<p>(1) 伝達体制 非常配備体制を決定したときは、職員等に速やかにその旨を連絡する。</p> <p>① 勤務時間内 総務財政部長は、関係部長（本部設置時は本部員）に連絡するとともに、職員へは庁内放送、メール配信、内線電話等により連絡する。 関係部長は、所属職員及び所管する出先機関等へ口頭、電話等により連絡する。</p> <p>② 勤務時間外 総務財政部長から、関係部長（本部設置時は本部員）へ連絡する。部長は所属職員に電話、携帯電話、携帯メール等により連絡する。 関係課長は、所属職員へあらかじめ定めた電話連絡網により伝達する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 被害調査</p> <p>1 所管施設の報告 (略)</p> <p>2 被害家屋の調査 災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳を作成する。また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。 なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>り災台帳</u> の作成 調査結果を基に、<u>り災台帳</u> を作成する。</p> <p>3 その他 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関等との連携</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 関係機関との連携</p> <p>1 関係機関等への応援要請</p> <p>(1) 県への応援要請 市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施の要請を行う。(災害対策基本法第68条) また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、<u>特定公共機関</u>、<u>他の市町若しくは特定地方公共機関</u>の職員の派遣についてあつせんを求める。(災害対策基本法第30条第1項及び第2項)</p>	<p>(1) 伝達体制 非常配備体制を決定したときは、職員等に速やかにその旨を連絡する。</p> <p>① 勤務時間内 <u>配備の指令は、各部長等に電話、口頭、その他により行う。部長が不在のときは、当該部の課長等に伝達し、指令を受けた部長又は課長等は所属職員に伝達する。</u> <u>配備の内容により、庁内放送、かとう安全安心ネット等を活用する。</u></p> <p>② 勤務時間外 <u>配備の指令は、かとう安全安心ネットを活用する。場合によっては、各部長に電話で指令を行い、指令を受けた部長は連絡網により所属職員に伝達する。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 被害調査</p> <p>1 所管施設の報告 (略)</p> <p>2 被害家屋の調査 災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、<u>被災者台帳</u>を作成する。 <u>なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>被災者台帳</u> の作成 調査結果を基に、<u>被災者台帳</u> を作成する。</p> <p>3 その他 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関等との連携</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 関係機関との連携</p> <p>1 関係機関等への応援要請</p> <p>(1) 県への応援要請 市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施の要請を行う。(災害対策基本法第68条) また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関等<u>の職員</u>の派遣についてあつせんを求める。(災害対策基本法第30条第1項及び第2項)</p>	<p>配備の伝達方法の修正</p> <p>(1)の記載内容と重複しているため削除</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
---	--	--

<p>(2) 指定地方行政機関への応援要請 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第 29 条第 2 項)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 消防機関の応援要請 (略)</p> <p>第 4 節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第 5 節 消火活動</p> <p>北はりま消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施する。化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。特に航空災害の場合にあつては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。警察、市と連携して、市民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。発災現場以外の区域の消防機関は、北はりま消防本部からの要請又は相互応援協定に基づき応援をすることとする。</p> <p>1 重点目標 消防力の効果的な運用を図るため、防衛活動の重点目標を次のとおりとする。</p> <p>(1) 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止 (2) 危険物施設に対する防衛 (3) 避難経路の火災防衛 (4) 救助・救急 (5) 情報活動 (6) 広報</p> <p>2 消防計画に定める基本的事項 大規模事故に備えるため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。</p> <p>(1) 本部における所掌事務に関する事項 (2) 消防本部と消防団の業務分担に関する事項 (3) 職員の動員と編成・配置 (4) 通信網の確保に関する措置 (5) 情報収集等に関する体制 (6) 本部室との連絡等に関する事項 (7) 警察をはじめ関係機関との連絡等に関する事項 (8) 重点防衛に関する方針 ① 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置 ② 避難経路の防衛に対する措置 ③ 救助・救急に関する措置 (9) 広報に関する措置</p> <p>3 応援要請等 必要に応じて、知事の応援指示権の発動並びに他府県への応援要請を依頼する。</p> <p>第 6 節 救援・救護活動</p>	<p>(2) 指定地方行政機関への応援要請 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第 29 条第 2 項)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 消防機関の応援要請 (略)</p> <p>第 4 節 災害救助法の適用 (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴い、「第 5 節消火活動」は「第 6 節救援・救護活動」に統合するため削除</p> <p>数字のずれ</p>
---	---	---

<p>② (略)</p> <p>(3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応</p> <p>① 原因物質の特定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 北はりま消防本部、警察署、医療機関、加東健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康生活科学研究所、県警_____科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。ただし、テロ災害又はテロ災害が疑われる場合は、警察庁科学警察研究所や自衛隊に検査依頼を行う。</p> <p>また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める。</p> <p>② 二次搬送等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市（健康福祉部）に解毒剤の確保を依頼する。</p> <p>市は、解毒剤の確保ができないときは、県_____に要請する。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(4) 間接的な被害者へのフォロー (略)</p>	<p>② (略)</p> <p>(3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応</p> <p>① 原因物質の特定 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 北はりま消防本部、警察署、医療機関、加東健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康生活科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。ただし、テロ災害又はテロ災害が疑われる場合は、警察庁科学警察研究所や自衛隊に検査依頼を行う。</p> <p>また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める。</p> <p>② 二次搬送等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市（健康福祉部）に解毒剤の確保を依頼する。</p> <p>市は、解毒剤の確保ができないときは、県（薬務課）に要請する。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(4) 間接的な被害者へのフォロー (略)</p>	<p>字句の追記</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第7節 緊急輸送活動及び代替輸送</p> <p>災害時における安全かつ円滑な緊急輸送活動及び代替輸送について定める。</p>	<p>第6節 緊急輸送活動及び代替輸送</p> <p>災害時における安全かつ円滑な緊急輸送活動及び代替輸送について定める。</p>	<p>数字のずれ</p>
<p>第1 交通確保対策</p> <p>1 被災情報及び交通情報の収集 (略)</p> <p>2 緊急通行車両の確認</p> <p>_____災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第1 交通確保対策</p> <p>1 被災情報及び交通情報の収集 (略)</p> <p>2 緊急通行車両の確認</p> <p><u>市は</u>、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>字句の追記</p>
<p>第8節 こころのケア対策</p> <p>1 こころのケアに対する相談・普及啓発活動 (略)</p> <p>2 事業者によるこころのケア対策</p> <p>航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じ、次のとおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策の実施</p> <p>3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持 (略)</p>	<p>第7節 こころのケア対策</p> <p>1 こころのケアに対する相談・普及啓発活動 (略)</p> <p>2 事業者によるこころのケア対策</p> <p>航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じ、次のとおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策_____</p> <p>3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持 (略)</p>	<p>数字のずれ</p> <p>字句の修正</p>
<p>第9節 遺体の火葬等 (略)</p>	<p>第8節 遺体の火葬等 (略)</p>	<p>数字のずれ</p>

第10節 雑踏事故の応急対応

雑踏事故が発生し又は予想される場合の行事等の主催者等関係機関の対応について定める。

1 関係機関の情報連携

市及び北はりま消防本部は、行事等の主催者等、警察、(一社)小野市・加東市医師会等と、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応 (略)

3 雑踏事故発生時の対策

(1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に北はりま消防本部、警察、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

(2) 北はりま消防本部

①・② (略)

③ 多数の負傷者が発生した場合、_____小野市・加東市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

(3) 医療機関等

① 行事等の主催者等及び北はりま消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。

② _____小野市・加東市医師会は、関係機関から雑踏事故発生第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めるものとする。

第11節 危険物等への対策の実施

列車又は自動車等から危険物等が流出した場合等に関して、保安及び応急対策について定める。

第1・第2 (略)

第3 防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。

1～4 (略)

5 救急搬送等

北はりま消防本部は、医療機関、(財)日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

6 消防応急対策 (略)

7 避難

第9節 雑踏事故の応急対応

雑踏事故が発生し又は予想される場合の行事等の主催者等関係機関の対応について定める。

1 関係機関の情報連携

市及び北はりま消防本部は、行事_の主催者等、警察、(一社)小野市・加東市医師会等と、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応 (略)

3 雑踏事故発生時の対策

(1) 行事_の主催者等

行事_の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に北はりま消防本部、警察、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

(2) 北はりま消防本部

①・② (略)

③ 多数の負傷者が発生した場合、(一社)小野市・加東市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

(3) 医療機関等

① 行事_の主催者等及び北はりま消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。

② (一社)小野市・加東市医師会は、関係機関から雑踏事故発生第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めるものとする。

第10節 危険物等への対策 _____

列車又は自動車等から危険物等が流出した場合等に関して、保安及び応急対策について定める。

第1・第2 (略)

第3 防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。

1～4 (略)

5 救急搬送等

北はりま消防本部は、医療機関、(公財)日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

6 消防応急対策 (略)

7 避難

数字のずれ

字句の修正

字句の修正

字句の修正

<p>市長は、加東警察署と協力して避難のための立退きの指示・勧告、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。 8～10（略）</p> <p>第12節 災害情報等の提供と相談活動</p> <p>市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応急対策の推進に寄与する。</p> <p>第1 災害広報</p> <p>1 留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>Lアラートやインターネット等</u>を活用し、的確な情報を提供できるように努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 救助活動を行う機関は、被害者の救出状況等について、適時適切な広報に努める。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>第2 相談活動</p> <p>1 市の相談活動（略）</p> <p>2 安否確認等の相談</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図られるよう普及啓発に努める。</p> <p>第5章 個別対策</p> <p>大規模火災をはじめ、危険物事故災害、交通災害、原子力事故災害、高病原性鳥インフルエンザといった災害が発生した場合における対策について定める。</p> <p>第1 大規模火災・危険物事故災害応急対策</p> <p>1 大規模火災応急対策（略）</p> <p>2 林野火災応急対策</p> <p>(1) 消火体制</p> <p>_____消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。</p> <p>特に大規模な災害の場合は、最重要防衛地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。また、_____消防本部は、近隣市町、警察等関係機関に通報する。</p> <p>(2) 広報活動</p>	<p>市長は、<u>警察</u>と協力して避難のための立退きの指示____、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。 8～10（略）</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動</p> <p>市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応急対策の推進に寄与する。</p> <p>第1 災害広報</p> <p>1 留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>あらゆる媒体</u>を活用し、的確な情報を提供できるように努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3（略）</p> <p>第2 相談活動</p> <p>1 市の相談活動（略）</p> <p>2 安否確認等の相談</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図られるよう普及啓発に努める。</p> <p>第5章 個別対策</p> <p>大規模火災をはじめ、危険物事故災害、交通災害、原子力事故災害、高病原性鳥インフルエンザといった災害が発生した場合における対策について定める。</p> <p>第1 大規模火災・危険物事故災害応急対策</p> <p>1 大規模火災応急対策（略）</p> <p>2 林野火災応急対策</p> <p>(1) 消火体制</p> <p><u>北はりま</u>消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。</p> <p>特に大規模な災害の場合は、最重要防衛地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。また、<u>北はりま</u>消防本部は、近隣市町、警察等関係機関に通報する。</p> <p>(2) 広報活動</p>	<p>数字のずれ</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の追記</p> <p>字句の修正</p>
---	--	--

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

_____消防本部及び市は、火災発生地区の住民、入山者（登山、ハイキング等）等に対して防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、避難勧告等を周知するものとする。
自治会、自主防災組織等は、これに協力するものとする。

(3) 相互応援協定の運用
_____消防本部は、消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。
なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、市長は知事に自衛隊の出動及び応援出動指示権の発効等を要請する。

(4) 他機関との連携
_____消防本部は、警察と相互に協力する。

(5) 消防活動
_____消防本部は、状況に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。
また、地上隊による消火が困難なときは、兵庫県消防防災航空隊へ通報し、空中消火体制を要請する。

〈 空中消火体制の主な準備事項 〉 (略)

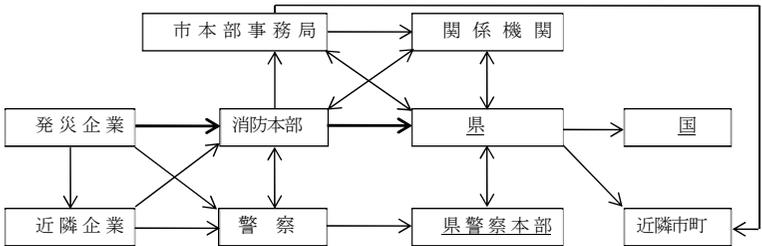
(6) 避難、救出等 (略)

3 危険物事故の応急対策

(1) 事業所等
危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に直ちに次の措置をとる。
①～③ (略)

④ 市民救済対策
企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の保証で救済することとする。

(2) 関係機関
① 連絡系統
関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。



②～④ (略)

⑤ 避難
市長は、加東警察署と協力して避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

⑥・⑦ (略)

北はりま消防本部及び市は、火災発生地区の住民、入山者（登山、ハイキング等）等に対して防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、**避難指示**等を周知するものとする。
自治会、自主防災組織等は、これに協力するものとする。

(3) 相互応援協定の運用
北はりま消防本部は、消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。
なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、市長は知事に自衛隊の出動及び応援出動指示権の発効等を要請する。

(4) 他機関との連携
北はりま消防本部は、警察と相互に協力する。

(5) 消防活動
北はりま消防本部は、状況に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。
また、地上隊による消火が困難なときは、兵庫県消防防災航空隊へ通報し、空中消火体制を要請する。

〈 空中消火体制の主な準備事項 〉 (略)

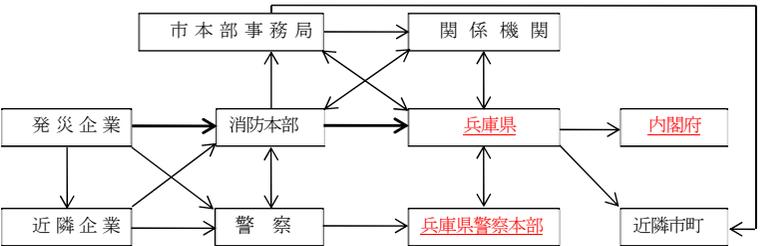
(6) 避難、救出等 (略)

3 危険物事故の応急対策

(1) 事業所等
危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に直ちに次の措置をとる。
①～③ (略)

④ 市民救済対策
企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の**補償**で救済することとする。

(2) 関係機関
① 連絡系統
関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。



②～④ (略)

⑤ 避難
市長は、**警察**と協力して避難のための立退きの指示____、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

⑥・⑦ (略)

災害対策基本法改正に伴う修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

災害対策基本法改正に伴う修正

<p>4 高圧ガス事故応急対策 (1)～(3) (略) (4) 避難 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。市は、必要に応じ避難の勧告及び指示を行う。</p> <p>5 火薬類事故応急対策 (1)・(2) (略) (3) 避難 市は、必要に応じ付近住民への避難勧告等を行う。</p> <p>6 毒物・劇物事故応急対策 (1) 事業者等の通報 事業者は、毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、 加東健康福祉事務所、北はりま消防本部及び警察等へ緊急通報を行う。 (2) 応急措置 (略) (3) 避難 市長は、必要があれば避難の<u>勧告</u>、指示を行う。</p> <p>7 突発重大事案応急対策 (略)</p>	<p>4 高圧ガス事故応急対策 (1)～(3) (略) (4) 避難 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。市は、必要に応じ避難の _____ 指示を行う。</p> <p>5 火薬類事故応急対策 (1)・(2) (略) (3) 避難 市は、必要に応じ付近住民への避難<u>指示</u>を行う。</p> <p>6 毒物・劇物事故応急対策 (1) 事業者等の通報 事業者は、毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、 <u>市</u>、加東健康福祉事務所、北はりま消防本部及び警察等へ緊急通報を行う。 (2) 応急措置 (略) (3) 避難 市長は、必要があれば避難の _____ 指示を行う。</p> <p>7 突発重大事案応急対策 (略)</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>
<p>第2 原子力事故災害応急対策</p> <p>1 通報・伝達・情報提供 (1) 災害即報 (略) (2) 発見者の通報 ① <u>放射性同位元素等の事業所外運搬及び取扱事業所災害</u> 災害、火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察署及び消防本部に通報する（放射線障害防止法第33条第2項）。 ② <u>不法廃棄等事案</u> 放射性同位元素取扱事業所外において _____ 放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を消防本部、警察に通報するものとされている。 また、関係法令による規制の対象になる場合、又は対象になる可能性がある判断される場合には、<u>文部科学省にも通報する。</u> (3) 情報提供 (略)</p> <p>2 緊急モニタリング _____ (1) 核燃料物質等の事業所外運搬事故 原子力事業者等は、空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施し、その結果を市、国、県等に定期的に連絡するものとされている。 原子力緊急事態宣言が行われた後は、国の現地対策本部にも連絡するものとされている。 (2) <u>放射性同位元素等の事故</u> ① <u>放射性同位元素取扱事業者等の措置</u></p>	<p>第2 原子力事故災害応急対策</p> <p>1 通報・伝達・情報提供 (1) 災害即報 (略) (2) 発見者の通報 _____ _____ _____ _____ 放射性同位元素取扱事業所外において<u>管理下でない</u>放射性物質を発見した者 _____ は、 _____ その旨を消防本部、警察に通報するとともに、<u>原子力規制委員会へ連絡する。</u> _____ _____ (3) 情報提供 (略)</p> <p>2 _____ モニタリング活動 (1) <u>市内への影響調査</u> <u>国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携し市内への影響を調査する。</u> (2) <u>飲料水・食品等の放射性物質濃度の測定</u> <u>市は、国からの指示等により、県が実施する水道水、流通食品、農林水産物等の放射性物資の濃度測定が円滑に行われるよう協力する。</u></p>	<p>字句の削除</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>

放射線障害を防止するため、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を市、県等に連絡するものとされている。

② その他の機関の措置

「核燃料物質等の事業所外運搬事故」を準用するものとされている。

3 避難対策、交通規制

(1) 避難対策

① 避難基準

ア 内閣総理大臣からの避難勧告等の実施の指示（以下「総理大臣指示」）があったとき（原災法第15条）。

イ 事故等により、予測線量が、原子力安全委員会が定める下表に掲げる指標に該当すると認められるとき。

ウ その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがあるとき。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ウランによる骨表面防護対策の内容又は肺の等価線量 〇プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1）予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

注2）外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成12年5月一部改訂，原子力安全委員会）より

② 避難等のための勧告及び指示

市長は、内閣総理大臣からの指示があったときは、指示内容に基づき、予想地区の住民に対し屋内避難等の区分に応じた措置をとる。

③ 避難誘導

「原子力災害対策避難誘導等のための手引」（昭和56年1月，科学技術庁、消防庁）による。

④ 避難所

施設の収容能力、避難経路、避難所用時間等を勘案のうえ指定するが、原則としてコンクリート建物とする。

設置期間は、放射性物質による汚染の状況等を勘案のうえ、国、県等と協議して定める。

3 避難対策、交通規制

(1) 屋内退避の指示

国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、屋内退避の必要性について速やかに市民に対し広報を行う。

(2) 屋内退避の際の注意事項

屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

- ① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ることを。
- ② 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- ③ 県や市からの指示があるまでは外出を控えること
- ④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- ⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
- ⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- ⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
- ⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。

(3) 避難・一時移転の実施

国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施する。

また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(4) 避難退域時検査の実施

市民が避難・一時移転することとなった場合、汚染程度の把握、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、避難退域時検査の実施及び避難退域時検査の結果に応じた除染を行う。

① 避難退域時検査場の開設

次の要件を満たす場所に避難退域時検査場を開設する。

- ・市民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ・検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ・検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- ・資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

県地域防災計画に伴う修正

<p>⑤ その他 警戒区域の設定、避難所の運営、廃止等については、「第4章 第8節 避難対策」の項を参照。</p>	<p>② 避難退域時検査場所の運営 国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の運営を行う。運営にあたっては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、(公財)高輝度光科学研究センター、(公社)兵庫県放射線技師会の支援を得る。 感染症流行下においては、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する。検査等の順番を待つ市民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避ける。</p> <p>③ 避難退域時検査及び簡易除染の実施 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁)により、避難退域時検査及び簡易除染を実施する。</p> <p>(5) 避難所の開設・運営等 市民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて避難所の開設・運営を行う。</p> <p>(6) 広域一時滞在 ① 県内における広域一時滞在 県内他市町域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災者の受入れを協議する。 市が協議を受けた場合、被災者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、避難所を提供する。</p> <p>② 県外への広域一時滞在 他の都道府県への広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議するよう求める。</p> <p>(7) 福井県若狭町からの避難者の受入れ ① 広域避難に係る情報伝達と受入準備 警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生について連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。 全面緊急事態発生時の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡し、避難者の受入れに係る支援体制を整える。さらに、避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。 O I Lに基づく避難等が指示され広域避難の受入要請を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。</p> <p>② 受入れができない場合 災害等やむを得ない理由で広域避難の受入れが困難となった場合、速やかに県に報告する。</p> <p>③ 避難所の開設・運営 ア 避難所の開設期間は、おおむね2か月程度を目安とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図る。 イ 避難所における受入れにあたって、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。 ウ 避難所の開設当初、避難所の運営を主導して行う。避難者の受入れがおおむね完了し、福井県若狭町による避難所での運営体制が整った段階で、福井県若狭町と協議し、避難者の受入れ及び避難所の運営に関する業務を福井県若狭町に引き継ぐ。ただし、福井県若狭町と協力して、直接避難者の自主運営に引き継ぐことがある。 エ 避難所の開設時には、他の自然災害と同様に避難所ごとに担当職員を配置し、人員が不足する場合は、県に応援職員を派遣するよう要請する。</p>	
---	--	--

<p>(2) 交通規制等 <u>県公安委員会は、被害の拡大を防止し、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、原子力災害対策特別措置法第28条第2項により、読み替えて適用される、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に行うものとされている。</u></p> <p>4 救急・医療活動</p> <p>(1) 救急活動</p> <p>① 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡 <u>負傷者等の発見者、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、原子力災害等に係る負傷者等を発見したときは、直ちに、消防本部に通報するものとされている。</u> <u>また、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等（以下「事業者」という。）は、被害の状況及び汚染の有無を直ちに関係機関に通報するものとされている。</u></p> <p>② 現場における負傷者等の救出等</p> <p>ア モニタリング <u>事業者等及び消防本部は、救出にあたってモニタリングを行う等、職員に十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行うものとする。</u></p> <p>イ 救出 <u>事業者は、負傷者等を速やかに救出するものとされている。</u> <u>消防本部は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたる。なお、救出にあたっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。</u></p> <p>ウ 除染等 <u>事業者は、放射性物質により汚染された負傷者又はそのおそれのある者（以下「汚染者等」という。）がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送するものとされている。</u></p> <p>③ 現場から医療施設への負傷者等の搬送</p> <p>ア 消防本部は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送にあたる。 <u>なお、搬送にあたっては、放射能測定等により負傷者の状態を把握するとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行う。</u></p> <p>イ 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。 ㊦ 救急指定病院の患者搬送車の活用</p>	<p>オ <u>福井県若狭町に避難所の運営を引き継ぐまでの間、県と連携して避難所運営に必要な物資を確保するほか、運営主体を引き継いだ後においては、福井県若狭町の求めに応じて、必要な物資の確保に協力する。</u></p> <p>カ <u>病気・けが等により、避難所での生活に支障をきたすおそれのある避難者が発生した場合、医療機関等において応急的な診察・看護を受けられるよう調整を図る。社会福祉施設への入所が必要な避難者が発生した場合には、その受入先の確保について県を通じて福井県に調整を依頼する。</u></p> <p>④ 避難者の相談及び情報提供 <u>避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう福井県若狭町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力する。</u> <u>福井県及び福井県若狭町と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努める。</u></p> <p>(8) 交通規制等 <u>道路管理者は、対象原子力災害等の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険、被害拡大を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。</u> <u>道路管理者は、避難車両や緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く市民に周知する。周知にあたっては、あらゆる広報媒体を活用する。</u></p> <p>4 医療及び健康相談</p> <p>(1) 健康相談等の実施 <u>国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等と連携し、避難所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染等に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。</u></p> <p>(2) 相談窓口の設置 <u>加東健康福祉事務所等に心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。</u></p> <p>(3) 医療救護活動の実施</p> <p>① 汚染状況の検査及び除染等 <u>必要に応じて、汚染状況の検査（原子力施設における事故等にあつては、避難区域時検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。</u></p> <p>② 専門医療機関への搬送 <u>簡易な除染で十分に除染できない場合には、患者を原子力災害拠点病院等へ搬送する。原子力災害拠点病院で対応できない場合は、原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）へ搬送する。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	--	---------------------

<p> <u>イ) その他の応急的に調達した車両の活用</u> <u>ロ) 隣接市への広域応援要請</u> ウ 消防本部は、ヘリコプターの搬送を要するときは、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応する。 ㊦ 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。 ㊧ 移送に際しては、専門家の指示を踏まえる。 エ 消防本部は、放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意する。 ㊦ 職員への二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を装着する。 ㊧ 機材等への二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。 ㊨ 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。 ④ 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置 ア 事業者は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者の出動を要請するものとされている。 イ 市（病院部）は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めるときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させる。 なお、その際には、放射線管理の専門家に同行又は合流を要請する。 ⑤ 負傷者等の収容 事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。 ㊦ 汚染・被ばく者等 緊急時医療対応可能機関 ㊧ その他の負傷者 下記施設の活用を図る。 a) 災害拠点病院（西脇市立西脇病院） b) 災害対応病院（二次救急医療機関） c) 救急告示病院、診療所 d) その他の医療施設 e) 現地救護所及び救護センター ア あきらかに死亡している者が発見された場合等は、速やかに社警察署に連絡する。 ⑥ 関係機関への協力要請 市（本部室、病院部）及び消防本部は、災害の規模・内容等により、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。 (2) 医療対策 市（病院部）は、対象原子力災害等の発生時において、放射性物質による汚染、被ばく又はそのおそれのある者に対する緊急時医療対策を国及び県に要請し、又は協力する。 ① スクリーニングチームへの協力 国から派遣される職員等によるスクリーニング（汚染・被ばくの程度によるふるい分け）チームが行う放射線被ばく検査に協力する。 ② 専門病院への移送への協力 </p>	<p> （この欄は修正後の内容が記載されています。修正後と現行の内容が一致している場合は空白です。） </p>	<p> （この欄は修正理由が記載されています。修正理由がない場合は空白です。） </p>
--	---	--

スクリーニングの結果、被ばく者等の汚染の検査及び除染等が必要と認められるときは、県の行う専門病院への移送に協力する。

5 消火 活動

(1) 放射性物質輸送中の火災

① 事業者の措置

ア 原子力事業者等

核燃料物質等の運搬車両等に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防本部に通報するものとされている。

（原子炉等規制法第64条第1項）

イ 放射性同位元素取扱事業者等

放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼防止措置をとり、直ちにその旨を消防署、市長が指定した場所（消防法第24条）に通報するものとされている。

② 消防本部の措置

輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法を検討する。

ア 輸送責任者等との連携

輸送車両に放射性物質の輸送責任者（以下「輸送責任者」という。）又は専門家が同行している場合は、情報提供等の協力を得るとともに、県や関係機関と連携する。

輸送責任者又は専門家が同行していないときはこれらの者が被災したときは、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収納物を把握する。

また、目視による確認、サーベイメータ等による計測等も行い、それらの情報を県や関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請する。

イ 現場における情報収集活動

輸送車両には、「放射性物質の取扱方法を記載した書類」の携行が義務づけられており（L型輸送物を除く）、可能な場合はこれを活用する。

収集する情報の内容

放射性物質自体の性状	火災等による放射性物質への影響
<ul style="list-style-type: none"> ・火気、熱気に対する危険性 ・禁水性、劇毒性 ・汚染又は汚染拡大の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送容器の亀裂等の有無及び程度 ・火災と輸送容器との位置関係 ・放射線の強度等の検出状況 ・周辺への影響の可能性

ウ 専門家との連携

国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて対応する。

エ 消防隊員等の安全確保

消防活動の実施にあたっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の、個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめる。

また、必要に応じて汚染検査と除染を行う。

(2) 放射性同位元素取扱事業所の火災

① 放射性同位元素取扱事業者の措置

5 消火・救急救助活動

(1) 情報受信時の措置

北はりま消防本部は、事業者等から火災や事故発生通報があったときは、放射性物質の漏えい、放射線の放出及びそのおそれの有無を確認する。状況が不明な場合は、消防隊、救助隊の出動に際し、放射線防護装備を携帯させるなど、放射線物質及び放射線の放出があるものとして対処する。

(2) 現場での対応

北はりま消防本部は、現場において次の対応を行う。

① 現場活動前の状況確認

現場の事業者から放射性物質や放射線の状況、部隊到着までに事業者がとった措置の内容等の情報を入手するとともに、輸送中の事故については輸送車両（L型輸送物を除く）に義務づけられている携行書類（緊急時の連絡先や輸送している物質などについて記載）を確認したうえで、作戦を決定する。

② 進入統制ラインの設定

放射線危険区域及び準危険区域が設定されるまでの間、隊員の出入りを統制する区域を示す進入統制ラインを設定する。

目的	設定の基準	留意点
放射線危険区域及び準危険区域が設定されるまでの間の不要な被ばくと汚染拡大防止	空間線量の測定値が、バックグラウンドレベル（平時の放射線量）と同程度であり、かつ、周囲の状況や関係者情報から現場指揮者がそれ以上進入することが危険であると判断した位置に設定	<ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率が上昇した場合は後退して設定 ・警戒テープや標識で表示 ・除染区域等を設定することを考慮〔区域設定後〕 ・防護措置を行っていない者のみ進入可 ・汚染検査等を行った者のみ退出

③ 放射線量の確認

事業者に対し、放射線の測定状況、放射線危険区域の設定状況を確認し、必要に応じて北はりま消防本部でも放射線測定を実施する。

その際、放射線管理要員、測定員等の協力や測定器の借用など、事業者と積極的に連携する。輸送中の事故については、B型輸送物や一部のA型輸送物には放射線測定器の携行が義務づけられているため、これの活用も考慮する。

④ 被ばく管理の実施

放射線危険区域及び準危険区域で活動する隊員に個人線量計を携帯させ、放射線管理を実施する。

区分	被ばく線量限度	個人警報線量計の警報設定値
通常の消防活動	1回活動あたり10mSv以下	左記の値未満で設定
人命救助等の緊急時活動	100mSv	30～50mSvの範囲で設定

⑤ 放射性危険区域等の設定

消防活動を行うため、対策を行う区域を設定する。

	目的	設定の基準	留意点
消防警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動エリアの確保 ・市民等の立入制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線のレベル、放射性物質の汚染に関する事業者又は専門家の意見を考慮設定 ・進入統制ラインの外側に設 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、検出活動の結果を待つことなく、十分広い区域を設定 ・警戒テープや標識で表示

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>放射線施設に火災が起り、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防署又は市長が指定した場所（消防法第24条）に通報するものとしてされている。</p> <p>② 消防本部の措置</p> <p>ア 消防活動</p> <p>放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、消防庁が定める「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づき、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を行う。</p> <p>ア) 火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無</p> <p>イ) 放射性同位元素の拡散危険の有無</p> <p>ロ) 要救助者の有無</p> <p>ハ) 放射線量</p> <p>イ 消防警戒区域の設定</p> <p>風向や放射線レベル、関係者の意見等を考慮し、一般の警戒区域より広く設定する。</p> <p>ウ 放射線危険区域の設定</p> <p>安全確保及び汚染の拡大防止のため、施設管理者に対して概ね1mSv/hr以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求める。</p> <p>施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県及び関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、避難勧告等を行う。</p> <p>エ 安全装備</p> <p>危険区域への進入にあたっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具を所持する。</p> <p>危険区域からの退出前に、原則として汚染検査を行い、必要に応じて除染する。</p> <p>6 飲料水等の摂取 制限、汚染の除去</p> <p>(1) 飲料水・飲食物等の摂取制限</p> <p>緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導・助言・指示又は県の指示に基づき、直ちに次の措置を行う。</p> <p>① 飲料水の摂取制限</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1057 140 1093 252">区域</td> <td data-bbox="1102 140 1294 252"> <ul style="list-style-type: none"> ・前進指揮所、現場指揮本部の設置 ・救護所、2次トリアージ場所の設置 </td> <td data-bbox="1303 140 1585 252"> <ul style="list-style-type: none"> ・定 ※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から100mの範囲 </td> <td data-bbox="1594 140 1872 252"> <ul style="list-style-type: none"> ・区域が事業所境界を越える場合、市と連携して市民の迅速な避難・退避を実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1057 258 1093 395">準危険区域</td> <td data-bbox="1102 258 1294 395"> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染検査所、除染所、1次トリアージ場所の確保 </td> <td data-bbox="1303 258 1585 395"> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定 ・除染区域はバックグラウンドレベルと同程度 </td> <td data-bbox="1594 258 1872 395"> <ul style="list-style-type: none"> ・準危険区域外へ汚染を拡大させない ・除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリアージを実施 ・汚染物は容器や袋に収納 ・区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1057 402 1093 785">放射線危険区域</td> <td data-bbox="1102 402 1294 785"> <ul style="list-style-type: none"> ・不要な被ばくと汚染拡大の防止 </td> <td data-bbox="1303 402 1585 785"> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・関係者がいない場合、以下の条件を考慮し設定 <ul style="list-style-type: none"> ①0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ②火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域 </td> <td data-bbox="1594 402 1872 785"> <ul style="list-style-type: none"> ・後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定 ・ロープ及び標識等により範囲を明示 ・必要に応じ放射線防護服を着用 ・区域が事業所境界線を越える場合、市と連携して市民の迅速な避難・退避を実施 </td> </tr> </table>	区域	<ul style="list-style-type: none"> ・前進指揮所、現場指揮本部の設置 ・救護所、2次トリアージ場所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・定 ※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から100mの範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域が事業所境界を越える場合、市と連携して市民の迅速な避難・退避を実施 	準危険区域	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染検査所、除染所、1次トリアージ場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定 ・除染区域はバックグラウンドレベルと同程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・準危険区域外へ汚染を拡大させない ・除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリアージを実施 ・汚染物は容器や袋に収納 ・区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施 	放射線危険区域	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な被ばくと汚染拡大の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・関係者がいない場合、以下の条件を考慮し設定 <ul style="list-style-type: none"> ①0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ②火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定 ・ロープ及び標識等により範囲を明示 ・必要に応じ放射線防護服を着用 ・区域が事業所境界線を越える場合、市と連携して市民の迅速な避難・退避を実施 	<p>⑥ 消火・救助活動の実施</p> <p>被ばく管理など安全管理を図りつつ消火・救助活動を実施する。消火にあたっては、放射性物質の飛散防止、汚染水による拡大防止に留意する。</p> <p>⑦ 汚染検査・除染措置の実施</p> <p>準危険区域内に除染区域（汚染検査所・除染所）を設置する。業者が汚染検査、除染を実施できない場合は、消防隊員が汚染検査及び除染を実施する。消防活動に従事した隊員については、被ばく状況の記録を行い、必要に応じて健康診断を実施する。傷病者については、汚染検査の前に医学的トリアージを実施する。</p> <p>⑧ 救助活動</p> <p>重傷者については、除染よりも救命処置を優先させ、必要最低限の汚染拡大防止措置を行って直ちに医療機関へ搬送する。汚染を伴う傷病者の搬送については、搬送先の医療機関の受入体制が整っていることが必要となることから、搬送前に患者の被ばく状況を伝達して確認する必要がある。必要に応じ、県に対してヘリコプターによる搬送を要請する。</p> <p>(3) 応援の要請</p> <p>北はりま消防本部は、放射性物質や放射線による事故であることが判明した場合には、遅滞なく県内応援、緊急消防援助隊の派遣を要請する。</p> <p>6 飲料水等の摂取等の制限</p> <p>(1) 飲料水の摂取制限</p> <p>水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき及び自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。</p> <p>(2) 農林水産物の採取及び出荷制限</p>
区域	<ul style="list-style-type: none"> ・前進指揮所、現場指揮本部の設置 ・救護所、2次トリアージ場所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・定 ※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から100mの範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域が事業所境界を越える場合、市と連携して市民の迅速な避難・退避を実施 											
準危険区域	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染検査所、除染所、1次トリアージ場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定 ・除染区域はバックグラウンドレベルと同程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・準危険区域外へ汚染を拡大させない ・除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリアージを実施 ・汚染物は容器や袋に収納 ・区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施 											
放射線危険区域	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な被ばくと汚染拡大の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・関係者がいない場合、以下の条件を考慮し設定 <ul style="list-style-type: none"> ①0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ②火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定 ・ロープ及び標識等により範囲を明示 ・必要に応じ放射線防護服を着用 ・区域が事業所境界線を越える場合、市と連携して市民の迅速な避難・退避を実施 											

字句の修正
県地域防災計画に伴う修正

<p><u>汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用を禁止する。</u></p> <p>② <u>飲食物の摂取制限</u> <u>汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。</u></p> <p>③ <u>農林産物の採取及び出荷制限</u> <u>農業協同組合等関係団体と協力して、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取、出荷制限等を行う。</u></p> <p>④ <u>飲料水等の供給</u> <u>飲料水等の摂取制限を実施したときに、住民の備蓄飲料水等では不足するときは、食料の供給及び応急給水を行う。</u></p> <p>(2) <u>放射性物質の汚染除去</u></p> <p>① <u>事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合</u></p> <p>ア <u>除去及び除染</u></p> <p>イ) <u>事業者の措置</u> <u>事故責任を有する事業者は、放射性物質による汚染物質の除去及び除染を行うものとされている。</u> <u>※事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。</u> <u>(原子炉等規制法第64条、放射線障害防止法第33条)</u></p> <p>ロ) <u>関係機関の措置</u> <u>市（本部室）、防災関係機関は、事業者の速やかな汚染物質除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等に協力する。</u></p> <p>ハ) <u>除去及び除染の確認</u> <u>市（本部室）は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。</u></p> <p>② <u>不法廃棄等事案の場合</u></p> <p>ア <u>必要な措置の実施</u> <u>放射性物質が発見された場所の管理者（以下「管理者」という。）は、国、県、市（本部室）、その他関係機関と緊密に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるものとされている。</u></p> <p>イ <u>除去及び除染</u> <u>管理者は、当該放射性物質の除去等を行うものとされている。</u> <u>この際、市（本部室）、その他関係機関は、必要な協力を行う。</u> <u>ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。</u></p> <p>ウ <u>不法廃棄者等の捜査</u> <u>警察等関係機関は、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行うものとされている。</u></p> <p>7 環境モニタリング</p> <p>(1) <u>核燃料物質等の事業所外運搬事故</u> <u>環境放射線モニタリングの実施地域地点分析項目、頻度、試料品目及び分析核種については、国、県、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連携して、役割を決定するものとする。</u></p> <p>① <u>原子力事業者の措置</u> <u>原子力緊急事態解除宣言があったときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を市、国、県に報告するものとされている。</u></p> <p>② <u>市（本部室）の措置</u> <u>必要に応じて、公的研究機関及び技術者団体による環境放射線モニタリングを県に要請する。</u></p>	<p><u>市は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。</u></p>	<p>「2モニタリング活動」と重複するため削除</p>
---	---	-----------------------------

<p>(2) 放射性同位元素等の事故</p> <p>① 放射性同位元素取扱事業者の措置 <u>応急対策が概ね完了し、放射性同位元素による汚染の除去作業が完了したときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を市（本部室）、県に報告するものとされている。</u></p> <p>② 市の措置 <u>「核燃料物質等の事業所外運搬事故」に準ずる。</u></p> <p>8 制限の解除、風評被害対策（略）</p> <p>第3 高病原性鳥インフルエンザ応急対策</p> <p>1 組織の設置 <u>市長は、市の地域及び近郊市町において、</u> 高病原 <u>性鳥インフルエンザが発生したときには、「<u>市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱</u>」に基づき、<u>市高病原性鳥インフルエンザ対策本部</u>を設置する。</u></p> <p>2 応急対策の実施 <u>速やかに情報を把握するとともに、「市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応を行う。</u></p> <p>第4 新型インフルエンザ応急対策</p> <p>1 組織の設置 <u>市長は、市の地域及び近隣市町において、新型インフルエンザが発生したときには、「加東市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、<u>新型インフルエンザ対策本部</u>を設置する。</u></p> <p>2 応急対策の実施 <u>速やかに発生情報等の収集を行うとともに「加東市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、<u>迅速かつ適切な応急対策を実施する。</u></u></p>	<p>7 制限の解除、風評被害対策（略）</p> <p>第3 高病原性鳥インフルエンザ応急対策</p> <p>1 組織の設置 <u>加東市内及び近郊で高病原性鳥インフルエンザ発生のおそれがあるときには、「<u>加東市高病原性鳥インフルエンザ警戒本部設置要綱</u>」に基づき、<u>加東市高病原性鳥インフルエンザ警戒本部</u>、高病原性鳥インフルエンザが発生したときには、「<u>加東市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱</u>」に基づき、<u>加東市高病原性鳥インフルエンザ対策本部</u>を設置する。</u></p> <p>2 応急対策の実施 <u>対策マニュアルを作成し、速やかに情報を把握するとともに、<u>対策マニュアル</u></u> <u>に基づき、迅速かつ適切な対応を行う。</u></p>	<p>数字のずれ</p> <p>字句の修正</p> <p>地域防災計画とは別に計画を定めていることから、国民保護計画同様、地域防災計画には記載しないこととして削除</p>
<p style="text-align: center;">第4編 災害復旧計画</p> <p>第1章 災害復旧事業の実施（略）</p> <p>第2章 生活再建支援</p> <hr/> <p>第1 災害弔慰金等の支給等 市は、次の措置を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第4編 災害復旧計画</p> <p>第1章 災害復旧事業の実施（略）</p> <p>第2章 生活再建支援</p> <p><u>災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。</u></p> <p>第1 災害弔慰金等の支給等 市は、次の措置を講じる。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>

<p>なお、支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>第7 公共料金の特例措置</p> <p>被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じるものとされている。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>ごみ</u> 手数料の減免</p> <p>(9) <u>り災証明発行手数料の減免</u></p> <p>第8 職業のあっせん (略)</p> <hr/> <p>第3章・第4章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5編 災害復興計画</p> <p>第1章 組織の設置 (略)</p> <p>第2章 復興計画の策定</p> <p>被災地の復興を計画的に推進する必要があると認められるときは、復興に係る計画を策定する。</p> <hr/> <p>第1 復興計画の策定手順</p> <p>1 準備</p> <hr/> <p>復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。</p> <p>(1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、住民等への意見募集</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>なお、支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災者台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>第7 公共料金の特例措置</p> <p>被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じるものとされている。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>廃棄物処理</u> 手数料の減免</p> <hr/> <p>第8 職業のあっせん (略)</p> <p>第9 その他</p> <p><u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5編 災害復興計画</p> <p>第1章 組織の設置 (略)</p> <p>第2章 復興計画の策定</p> <p><u>著しい被害を受けた被災地の市民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。</u></p> <hr/> <p>第1 復興計画の策定手順</p> <p>1 復興計画策定における手順</p> <p><u>復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。</u></p> <p>復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。</p> <p>(1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、<u>市民</u>等への意見募集</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正 り災証明書の発行手数料を徴収していないため削除</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正 (第2「2構成」の記載位置の修正)</p> <p>字句の修正</p>
---	--	--

<p>2 策定</p> <p>計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。</p> <p>(1) 多様な行動主体の参画と協働</p> <p>住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、<u>住民</u>、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>〈 計画構成例 〉</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>想定される事業分野・生活</p> <p>ア 住宅 イ 保健・医療 ウ 福祉 エ 教育・文化 オ 産業・雇用 カ 環境 キ 都市及び都市基盤 等</p>	<p>2 策定上の留意事項及び計画構成例</p> <p>計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。</p> <p>(1) 多様な行動主体の参画と協働</p> <p><u>市民</u>が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、<u>市民</u>、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。<u>その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>〈 計画構成例 〉</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>想定される事業分野</p> <p>・生活 ・住宅 ・保健・医療 ・福祉 ・教育・文化 ・産業・雇用 ・環境 ・都市及び都市基盤 等</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>第2 復興計画の内容</p> <p>1 基本的 考え方</p> <p>総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、<u>新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。</u></p> <p>市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、<u>土地改良</u>事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p> <p>市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>2 構成</p> <p>復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。</p> <p>3 分野別緊急復興計画</p> <p>被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定する。</p> <p>(1) 生活復興計画</p> <p>被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定</p>	<p>第2 復興計画の内容</p> <p>1 復興計画の基本的な考え方</p> <p>市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、<u>土地区画整理</u>事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p> <p>市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>2 分野別緊急復興計画</p> <p>被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定する。</p> <p>(1) 生活復興計画</p> <p>被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>1段落と2段落で内容が重複しているため、1段落を削除</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>記載位置の修正（第1「1復興計画策定における手順」に統合）</p> <p>数字のずれ</p>

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>する。</p> <p>〈 計画項目例 〉</p> <p>① (略)</p> <p>② 保健・医療・福祉サービスの充実 障害者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの_____在宅サービスの充実、医療の確保、_____こころのケア対策等 ③～⑥ (略)</p> <p>(2) 住宅復興計画 被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。</p> <p>〈 計画項目例 〉</p> <p>① 早期の恒久住宅建設 県・<u>公団</u>・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 都市_____復興計画 住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するため、都市基盤の復興計画を必要に応じて策定する。</p> <p>〈 計画項目例 〉</p> <p>① 主要交通施設の整備 道路等の主要交通施設の早期復旧と<u>耐災化</u>・ネットワーク化による機能強化等</p> <p>② 被災市街地の整備 (略)</p> <p>③ ライフラインの整備 上下水道の早期復旧と<u>耐災性</u>の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等</p> <p>④ 防災基盤の整備 (略)</p> <p>(4) 産業復興計画 著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともに、これを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。</p> <p>〈 計画項目例 〉</p> <p>① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築 相談助言・支援体制の確立、_____中小企業・商店街の早期再建支援等</p> <p>② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成 _____企業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等</p> <p>③ 産業配置と広域的連携 (略)</p> <p>④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成 地域産業を支える人材育成・確保、_____自立的就業支援等</p> <p>(5) その他 (略)</p>	<p>する。</p> <p>〈 計画項目例 〉</p> <p>① (略)</p> <p>② 保健・医療・福祉サービスの充実 障害者、高齢者などへの家事援助や<u>介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動</u>、在宅サービスの充実、医療の確保、<u>アルコール問題やPTSD・自殺対策など</u>、こころのケア対策等 ③～⑥ (略)</p> <p>(2) 住宅復興計画 被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。</p> <p>〈 計画項目例 〉</p> <p>① 早期の恒久住宅建設 県・<u>機構</u>・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 都市<u>基盤</u>復興計画 住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するため、都市基盤の復興計画を必要に応じて策定する。</p> <p>〈 計画項目例 〉</p> <p>① 主要交通施設の整備 道路等の主要交通施設の早期復旧と<u>耐震化</u>・ネットワーク化による機能強化等</p> <p>② 被災市街地の整備 (略)</p> <p>③ ライフラインの整備 上下水道の早期復旧と<u>耐震性</u>の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等</p> <p>④ 防災基盤の整備 (略)</p> <p>(4) 産業復興計画 著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともに、これを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。</p> <p>〈 計画項目例 〉</p> <p>① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築 相談助言・支援体制の確立、<u>金融税制面の支援</u>、中小企業・商店街の早期再建支援等</p> <p>② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成 <u>次世代型産業構造転換への支援や起業家支援</u>など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等</p> <p>③ 産業配置と広域的連携 (略)</p> <p>④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成 地域産業を支える人材育成・確保、<u>労働力需給調整機能の充実強化</u>と自立的就業支援等</p> <p>(5) その他 (略)</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	--	---